

# 文教福祉常任委員会

平成17年10月13日（木曜日）

## 付議事件

### 《付託議案》

- 議案第 1号 平成17年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項  
議案第 2号 平成17年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について  
議案第 3号 平成17年度旭市老人保健特別会計予算の議決について  
議案第 4号 平成17年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について  
議案第38号 工事請負契約の締結について

### 《付託請願》

- 請願第 1号 「(株)エコテック産業廃棄物最終処分場建設反対の議会決議を上げ、  
産廃処分場建設反対の姿勢を県民の前に明らかにする」ことを求める請  
願

### 《付託陳情》

- 陳情第 1号 (株)環境シンフォニックによる極めて危険な「溶融炉」を備えた廃棄  
物処理施設の建設に反対する陳情について

## 出席委員（16名）

委員長	木内 欽市	副委員長	佐藤 芳民
委員	松木 源太郎	委員	蔵佐原 滋之
委員	江波戸 邦夫	委員	林 一雄
委員	明智 忠直	委員	浪川 光平
委員	柴田 徹也	委員	安藤 政平
委員	滑川 公英	委員	石毛 昭夫
委員	景山 岩三郎	委員	向後 悦世
委員	林 七巳	委員	角崎 浩一

## 欠席委員（2名）

委員	相澤 多喜壽	委員	宮内 真二
----	--------	----	-------

委員外出席者（3名）

副議長	嶋田茂樹	議員	神子功
議員	小倉輝行		

紹介議員（1名）

議員	阿部一成
----	------

参考人（1名）

高田豊
-----

説明のため出席した者（55名）

教育長	米本弥栄子	税務課長	江ヶ崎純敏
環境課長	堀川茂博	保険年金課長	増田富雄
健康管理課長	浪川敏夫	社会福祉課長	林久男
高齢者福祉課長	横山秀喜	庶務課長	在田豊
学校教育課長	多田清司	生涯学習課長	神原房雄
その他担当職員	45名		

事務局職員出席者

事務局長	来栖昭一	主任主事	石毛勝子
主任主事	飯笹浩一		

開会 午前10時 0分

○委員長（木内欽市） 大変ご苦勞さまでございます。

なお、相澤委員、宮内委員より欠席の届けがございました。

ただいまの出席委員は16名、委員会は成立いたしました。

それでは、文教福祉常任委員会を開会いたします。

本日、林議長は建設常任委員会のためここにまいっておりませんが、嶋田副議長に出席をお願いしております。ごあいさつをお願いいたします。

○副議長（嶋田茂樹） 皆さん、おはようございます。

本日は、文教福祉常任委員会の審査会ということで、委員の皆様方には非常にお忙しい中をご出席いただきまして、誠にご苦勞さまでございます。

本日は、付託されました議案第1号から議案第4号及び議案第38号の5議案と請願の1件について審査をしていただくこととなりますので、どうぞよろしくご審議のほどをお願いいたします。あいさついたします。ご苦勞さまで。

○委員長（木内欽市） どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、執行部を代表いたしまして米本教育長よりごあいさつをお願いいたします。

○教育長（米本弥栄子） おはようございます。

本日は、ご多忙の中をご出席いただきましてありがとうございます。

決算認定につきましては、合併によって決算審査特別委員会に、旧市町ごとに分科会を設けての審査となりまして、決算議案も26議案と多くなっておりまして、17年度予算の議案についても、7月からの合併後の予算ということから、合併関連で新たに増額された部分が出てくるなど特殊な内容となっております。また、海上中学校の改築工事につきましても、本契約の締結に向けた契約議決案件を追加で上程させていただいております。

議案につきましては、それぞれ補足説明をさせていただいてございますが、不明な部分につきましては、本委員会で説明させていただきますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（木内欽市） ありがとうございます。

なお、本委員会を傍聴したい旨の申し出が神子功議員よりありましたので、これを許可い

たしましたので、ご了解をお願いいたします。

議案等説明のため、教育長、担当課長及び職員の出席を求めました。

---

#### 議案の説明、質疑

○委員長（木内欽市） ただいまから、本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る9月27日の本会議におきまして本委員会に付託されました議案は、議案第1号 平成17年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項、議案第2号 平成17年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について、議案第3号 平成17年度旭市老人保健特別会計予算の議決について、議案第4号 平成17年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決についての4議案と、去る9月30日の本会議におきまして本委員会に付託されました議案第38号 工事請負契約の締結についての1議案、合わせて5議案であります。

初めに、議案第1号について、各担当課長は説明をしてください。

保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） 補足は特にございません。

○委員長（木内欽市） ほかにございませんか。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（林 久男） 第1号議案に関連いたしまして、決算議会で松木議員より、支援費の関係でご質問があった件ですが、ご説明をこの場でさせていただいてよろしいでしょうか。

○委員長（木内欽市） はい。

○社会福祉課長（林 久男） それでは、説明させていただきます。

決算委員会での障害者の支援事業に係る現在の利用負担額と、今、国会で審議中の障害者自立法案での利用負担額についてご説明させていただきます。在宅支援と施設訓練支援事業で説明をさせていただきます。

在宅支援の利用負担は、現在本人及び扶養義務者の課税状況により、Aの生活保護のゼロからDの14までの全額負担の16階層に分かれております。ホームヘルプ支援事業では、身障、知的児童合わせまして41人の利用があり、28人が生活保護や市県民税非課税世帯で負担金はゼロであります。残り13人の平均月額負担額は5,530円ありますが、この中の1人はD階

層の10で月額3万600円の負担者もございます。

次に、施設訓練支援事業に係る利用者負担額は、前年の収入に応じてゼロから月額9万6,000円までの40階層でございます。身障・知的施設入所者の55人のうち21人が負担額ゼロ、残り34人の平均負担額は月額4万8,700円であります。この34人中19人が30階層の100万1円から104万円の収入で月額5万1,800円の負担であります。最高の40階層の月額9万6,000円の方が1名おります。

それから、国会で審議中の障害者自立支援法における利用者負担ですが、利用料は受けるサービスの対価10%の負担となっております。また、月額上限といたしまして4段階、生活保護ゼロ、低所得1、これは市県民税非課税世帯で障害者の年収80万円以下、障害基礎年金の2級相当額が該当すると思えます。これが月額上限1万5,000円。低所得者2、これは市県民税非課税世帯のうち障害基礎年金1級相当額に該当すると思えます。月額上限2万4,600円。それ以外の方、一般ということになっておりますが、市県民税課税世帯以上で月額4万200円となっております。

ホームヘルプの支援事業の在宅ということで、ホームヘルプの支援事業のサービスを受けた方は税額によりましたが、支援法では収入額となっております。41人中低所得1、障害年金の2級相当の月額上限1万5,000円がそのうち28名、低所得者2の障害年金1級に該当する者が4人、残りの9人が一般の市県民税世帯以上ということで上限4万200円となります。

ちなみに、ホームヘルプの支援事業、身体介護で申しますと週2回、1時間利用しますと月8時間、利用料は3万2,160円でありまして、負担額10%ということでありまして3,216円となります。施設入所者では収入80万円の障害年金2級相当ですと、現在の負担額3万9,800円から4万1,000円に増加いたします。収入100万円までの障害年金1級に該当する方ですと、負担額4万9,800円から5万5,000円になると思われます。

以上でございます。

○委員長（木内欽市） ほかにございませんか。

それでは、担当課長の説明は終わりました。

議案第1号について、質疑がありましたらお願いいたします。

松木委員。

○委員（松木源太郎） 審査の進め方ですが、所管は幾つかに分かれておりますけれども、一遍にやっけてしまいませんか、それとも款ごとにやりますか。できれば款ごとにやっけてもらって整理がつくと思うんですけれども、皆さんに諮ってみて。款だと、民生、衛生、教育、この

三つだと思うんですね、款でいくと。だから、3款と4款と10款、これが一般会計で私たちの文教福祉のところだと思うんですけども、ちょっとそのところを皆さん方に諮っていただければありがたいと思います。

○委員長（木内欽市） ただいま、松木委員より、款ごとにやるかというご意見でございますが、いかがでしょうか。

ただいま、浪川委員より、その方が分かりやすいというご意見でございますが、ほかにはございませんか。

（発言する人なし）

○委員長（木内欽市） それでは、松木委員がおっしゃるように款ごとに説明をお願いいたします。

質問ございますか。

それでは、暫時休憩を行います。

休憩 午前10時10分

（傍聴議員入室）

再開 午前10時17分

○委員長（木内欽市） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、小倉議員より傍聴の申し出がありましたので、これを許可しましたのでご了承ください。

それでは、款ごとの審査でよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（木内欽市） それでは、3款の民生費から質疑を行います。

浪川委員。

○委員（浪川光平） 1点だけお尋ねしたいと思います。

予算計上にあたって、各種の事業、助成事業が出ております。その助成事業の中で金額が出ております。しかしながら、私の意識の中では、予算を計上する時に、何人いるから1人頭こういった経費がかかって予算を計上するという形になるのではなかろうかなと思います。そう考えたときに、助成事業の中でこの人数的なものが書いていないところはかなりありますので、そこら辺は意図があるのでしょうか。

例えば、簡単なので言いますと、福祉タクシーの利用助成事業として826万2,000円組んでいますけれども、ここに人数が書いてありません。やはり今言ったように、計上するということはそういった見込みの上で計上するというふうに私は考えます。この福祉タクシーに限らず、特別障害者とか老人とかそういったのがありますので、ここら辺の意図は、書かなかった意図はどういったものがあるか、そこら辺説明願えたらなというふうに思います。

○委員長（木内欽市） ただいまの浪川委員の質問に対して答弁を求めます。

浪川委員。

○委員（浪川光平） そうですね。ここに3款民生費の中で、福祉の方に、社会福祉総務費の中にも入っていますし、それから障害者福祉費の方にも入っていますし、いろいろ全部入っていますので、どなたか答えていただければそれで当てはまるかなというふうに思います。課長方、どなたが答えるかこれが問題であります。

○委員長（木内欽市） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（林 久男） 福祉タクシーの助成事業で申し上げますと、7月－3月の予算は826万2,000円を見込んでおりますが、この内訳と申しますと、旧旭で申しますと人数的に申しますと身障手帳の1、2級の所持者の方で118人、これは月2枚になります。それから内部障害者、人工透析とかそういう方ですが、この方は月8枚になります。33人を見込んでおります。それから、旧海上町ということで申しますと、月2枚が27人、月8枚が4人。旧飯岡町で申しますと月2枚が21人、月8枚が5人。干潟町で申しますと月2枚が7人、月8枚が3人というようなことで826万2,000円を計上してございます。

○委員長（木内欽市） 蔵佐原委員。

○委員（昂佐原滋之） ただいまの答弁にちょっとお願いがあります。もう既にこの予算書は合併後の予算書でしょう。何で旧市町村単位のそれが説明に出てこなければならないのか。やはりトータルでいいではないですか。当然のことながら。新市旭市の創設ですから。旧旭市も旧干潟町もないですよ。一緒にしましょうよ。どうぞ、そのつもりでお願いします。

○委員長（木内欽市） 江波戸委員。

○委員（江波戸邦夫） ただいまの浪川委員の方から、いわゆるここに予算に計上した根拠について具体的にという質問ですが、これは予算を編成する手法として、当然それは予算要求の際には、要求書の中には具体的な数字が恐らく入っていると思います。よって、その積み上げが300万円だとか800万円だとかというふうになると思うんです。当然この予算書は、自治法の施行規則の中の書式にのっとして作っております。ですから、たまたま例で言います

と、歳入の方でも、私どもの町、飯岡町、干潟町も多分そうだと思うんですが、国・県支出金なんかの場合は500万円とか800万円というものの数字を載せたんですが、旭市の書式を見ますと、この金額は総額の3分の1とか2分の1という具体的な数字が入っておりますけれども、施行規則の中では具体的にそこまでは要求されておらないわけですよ。

ですから、関心のある箇所については、恐らく担当課長は財政課に対して予算要求をされるときには、具体的な人員が何人で、単価が幾らで、合計金額幾らになるよということによって要求書が恐らく財政課に上がっていると思うんです。ですから、強いて言うならば、親切にそこまで書けというならばそれは書いても違法ではないですけども、恐らく規則の中にはこれとこれだけは備考欄へ入れなさいとかそういう規定がなされていて、恐らくその規定をこの予算書そのものは充足しているのではないかなと。ですから、これを具体的に書きますと、恐らく予算書の説明欄がパンクするようになるものになってくるのではないかなと。

ただ、金額が大きい場合は、当然のこととして今のようなこれ該当者何人いるんだよと、単価は幾らだよと、何によってこういうふうになるんだよということは聞くのは、これは当然のことですけども、形としては、私どもは長年海上町の関係で見てきた予算よりは非常に親切になっているということで、参考までに、恐らく財政課にはそういう要求書の中には具体的な数字があるし、私が見た感じでは相当手の混んだ予算書の編成をしているなというように感じを受けました。参考までに。

○委員長（木内欽市） ありがとうございます。

そのほかご意見ございますでしょうか。

浪川委員。

○委員（浪川光平） この予算書に出てくるというのは、そういった人数なり補助金なりは、当然事務局の方で、また各課の方で把握しているものというふうに思います。私個人としては、ここにそういったものがあつたらいいなというふうに感じました。しかしながら、そういった規約もなし、書いてもよし書かなくてもよしというようなことでございますので了解しました。しかしながら、皆さんはよく分かっているというようなことで予算計上されたということで理解いたしました。

以上です。

○委員長（木内欽市） 松木委員。

○委員（松木源太郎） 今の議論を聞いていて、なるほどなと思うところと、それから自分というか、議員が関心のあるところは細かく解明して、前年度の1市3町の決算を見ながら、

この予算がどうかということ判断すればいいのではないかなと私は思っております。私は、浪川委員からすべて書いたらどうかと言われましたけれども、予算書を検討しながら、解明したいところを執行部にお聞きして、この予算に対する私の判断を下したいと思っております。

第3款の民生費の中で、まずトータル的に民生費は予算書の90ページから120ページぐらいまであるわけですが、今回1市3町が合併いたしましたので、人の配置がかなり変わったわけです。市の仕事、民生の仕事を行うのは、何といたってもマンパワー、いわゆる職員の方々が、どれだけそういう所に必要なだけ配置されているかということ、最初に私は見なければいけないと思いました。

そこで、民生費の中の職員数について少し調べてみました。それで、8月1日付けでもって、職員録が配られておりますから、私どもでは分からない職員の方の配置も、例えば支所にいるとかいろいろなことがあるんだと思いますので、そのところを少し解明したいと思っております。

ページで言いますとちょっと飛びますが、90ページでは社会福祉関係の職員が21人です。これは基本的には社会福祉課の職員を主体にするんでしょうけれども、社会福祉課は18人しか職員名簿には載っておりません。それから、99ページが国民年金関係職員です。この国民年金関係職員は2人、全額国庫支出金です。この方のお仕事についてはまた後で聞きますけれども、ここは2人です。それから100ページにいきますと、国民健康保険事業特別会計の職員が19人です。これは保険年金課の19人と同じです。それから、101ページにいきますと、老人福祉関係職員が4人、それからもう一つ老人保健特別会計関係が5人ですね。そういうふうになっておまして、こここのところの関係はどこの配置されているのかお伺いすると、ちょっとずれている。それから108ページにいきますと、介護保険の特別会計の職員が13人です。それから、111ページにいきますと児童福祉関係の職員が8人、115ページが保育所関係が117人、これは各保育所に配置されている保母さん、それから調理員全部名簿を見ると117人ぴったりです。そうすると高齢者福祉課、それから社会福祉課の中の一定の担当の方、これはちょっと違うのではないかな。そこら辺のところ、予算上とぴったり合っているかということ。最後に、これは社会福祉課関係でしょうけれども、119ページの生保関係の職員が7人と、こういうことになっておりますので、民生関係の職員がどういう所に配置していて、予算と今の配置されている職員数が合うかということ、をまず最初に確認したいと思います。

次に、個々の事業について少しお聞きいたします。

まず、92ページに、説明欄のところの5番に、5番の事業として社協への助成事業があります。社会福祉協議会が一つになりまして、9か月分で2,700万円余ということですが、具体的にこの補助金を決めた根拠になる中身をお聞かせいただきたいと思います。社会福祉協議会は、合併して従前の仕事を全部引き継いでいると思いますので、それに基づく算定の仕方があったと思います。

次に、7番目の事業で社会福祉協会、これは財団法人ですけれども、ここへの2,000万円の補助の中身、これは概略で結構です。私も理事やっていますから詳しいことは知りませんが、どういう金額としてこの金額が乗ったかと。

8番目の事業の医療・福祉の郷づくり調査・研究事業が57万8,000円乗っております。この中身を見ますと、報償費とか旅費とかということで、要するに何か会議をやっていこうと、調査研究といってもどこかに何かを委託しようということではないようですので、使用料、賃借料など10万円というのが一番大きいんですけども、あとは需用費、消耗品費、この具体的な中身、仕事をやろうとする中身をお聞かせいただきたいと思います。目的は分かっているわけですからね。

それから、93ページから95ページにかけて、先ほど社会福祉課長がお話しになった事業です。これは先ほど人員その他お話がありましたので、これ以上は私メモをとりましたので結構ですが、ところで1点だけちょっとトータルに、例えば3が障害ホームヘルプ事業、4が障害児デイ・サービス事業、5が障害者児ショートステイ、それから6が障害者の訓練、7が知的障害者のグループホーム、この五つあるわけですけども、これの現在は措置費に伴うところの算定による事業費です。これは9か月分ですけども、これが歳入の方にあるわけですね。利用料、先ほどの例えば月4万200円が限度だとか。この関係で仮に、これは試算で結構ですけども、今の自立支援法が今出されている法案のとおり通った場合に、成立した場合に、国・県の関係がどのぐらい影響を受けるのか。減るということなんですけれども、利用者がどのくらいで増えるか。こういう試算がされていればこの予算の中でお聞きしたいと思ってご質問いたします。

次に、99ページになりますが、先ほどお話ししました人件費ではなくて、今度は国民年金事務費です。この国民年金事務費というのは、徴収についてはもう国が直接やるということで、市町村は国の窓口としてのいろいろな事務だけになりました。2名の職員を新旭市では配置しておりますけれども、この予算上見ましても、国・県支出金だけですけども、これ

はこの2名配置した、かかった費用とそれに伴う事務費は、全部一般会計その他なく国が出すことになっているのかということを確認しておきたいと思います。

次に、100ページになります。100ページのところの国民健康保険費です。これはここで確認しておきたいのは、国保との関係がありますけれども、人件費が19人で9,700万円、それから繰出金が2億2,900万円ということになっております。ここでまず一つは、人件費については19人で9,200万円という算定をしておりますが、これについてはどの程度旭市独自の持ち出しがあるかということがもし担当課で分かっていたら、お聞かせいただきたいと思います。

次に、繰出金ですけれども、これは法律による繰出金だけです。それ以外は出ていないようでありましてけれども、この一般財源が導入されているのが約2億円、このご存じのように4分の2が2分の1、2分の1という配分になるわけですが、それからすると一般財源での繰り出し分としてはかなり大きいなと思いますけれども、これはやはり算定した中身、軽減でだいたいどのくらいと、国保のところでも聞きますけれども、それのもとをお聞かせいただきたいと思います。

次に、102ページ、事業ナンバーの5、敬老祝金支給事業です。これは合併に伴って旧旭市などでは復活した事業なんです、敬老の日には今年飯岡町からは何年ぶりかに来たということで大変好評でしたが、2,300万円という支給対象者数と支給の中身をお聞かせいただきたいと思います。

次に、104ページになります。いわゆる老人の生活支援費ですけれども、これは在宅介護支援センターの委託料が105ページにあります。これはどこに幾らで委託しているか、地域が広がりましたのでこの中身をお聞かせいただきたいと思います。

それで関連して1点だけ聞いておきますが、私の一般質問に対して、来年以降の改定については1年間繰り下げるということをおっしゃってございましたけれども、繰り下げるまでに新しい改正法では、地域総括支援センターというのを市に1か所設けなければならないことになっておりますね。この地域総括支援センターというのは、本来自治体が直接やるものですが、民間に委託もできるというふうになっております。これから約1年半かけまして、どうということになるかという大変関心があります。というのは、ご存じのように、要支援1、2、それから要介護1、2までの方々に対するいろいろな事業がここを中心にやられるというふうに聞いております。それは、まだ計画ができませんから答えられなくていいけれども、今の予算執行段階でのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

次に、105ページ、同じところですが、介護予防事業の委託がございますので、これは委託料が3本あります。この106ページの3本の中身をお聞かせいただきたいと思います。

次に、107ページの配食サービス事業です。事業ナンバー8ですが、合併前の自治体ではちょっと行っていない所もあったように聞いております。全体としてどの程度予算的には考えているのか、どの程度増えたのか、それから7月1日に合併した以後、どのようなPRをして、独居老人を中心にした方々に対して配食の事業の拡大を図ってきているかということもお聞かせいただきたいと思います。

次に、108ページですが、事業ナンバー10の介護老人福祉手当支給事業でございます。これも合併によって、私の所属している旧旭市では増えた事業ですけれども、これは各対象者と、それからその対象者の方々の状態についてお聞かせいただきたいと思います。

次に、同じ108ページの外出支援サービス事業です。これにつきましては、合併して全市域に広がったと思うので、どの程度増えたかをお聞かせいただきたいと思います。

次に、109ページの介護サービス軽減負担事業、これも1市3町で対象者もかなり増えたと思いますので、その増えた状態、それから同じように訪問介護料軽減事業も1市3町で全体に対象になりましたから、どの程度増えたかということを中心にお聞かせいただきたいと思います。

次に、111ページです。事業ナンバー3のひとり親家庭医療費等助成事業です。これは対象人員、これも今までほとんど同じだったと思うんですけれども、全体ではどのぐらいの人員になったかということ。それから事業ナンバーが5、出産祝い金等支給事業、これは旧干潟町だけにあった事業ですが、これが合併で全市対象になったわけです。これはその中身と対象者がどのぐらい増えたかということをお聞かせいただきたいと思います。

次に、112ページの児童扶養手当給付事業の中での児童手当の問題でございます。今回合併して何人ぐらいの方が対象になり、1億5,000万円ですから大変大きな金額ですけれども、どのぐらい増えたかということです。従前のを集めただけではしょうけれども、何人ぐらいになったかということをお聞かせいただきたいと思います。

113ページの次の行の事業ナンバーの児童手当の方です。20番の扶助費です。これにつきましても、扶助費の中の下の被用者小学校第3学年修了前特例給付、それから非被用者の特例給付、いわゆる3年生までの特例給付の金額ですね。これの対象者をお聞かせいただきたいと思います。

次に、116ページにいきます。保育所関係です。事業ナンバー2、保育所運営費の中の委

託料の私立保育所運営委託料、ここはどういう所にどのぐらいで、児童数は何人かということをお聞かせいただきたいと思います。それから、管外保育の委託料の児童数と、どういう所に行っているかをお聞かせいただきたいと思います。

次に、117ページになりますが、この保育所運営費の中での工事請負費のところの解体工事どこをやるか。それから、それに伴って同じところの同じ目の一番最後、119ページになりますが、私立保育所運営費等助成事業でもって、ここに私立保育所の運営費等補助金、市単独の補助金が2,000万円、それから干潟中央保育園の改築の補助金が3,700万円と、この具体的な内容をお聞かせいただきたいと思います。

次に、121ページのところに、これは新しい目だと私は思っているんですけども、災害救助費というのが出ておまして、金額は少ないんですけども、これは具体的にどういう中身の事業なのかをお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

○委員長（木内欽市） ただいま、松木委員より以上の質問がございますが、ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時45分

再開 午前11時 0分

○委員長（木内欽市） 会議を再開いたします。

それでは、松木委員の質問に対してよろしくお願いします。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（林 久男） まず、職員の関係でございますけれども、この社会福祉課に限らず、職員の人数でございますけれども、これは1市3町の合併時の予算をそのまま積み上げた実数ということでございます。また、この問題につきましては総務常任委員会の方で報告したいということですので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、社会福祉協議会の予算でございますけれども、これは人件費でございます、局長1人、次長2人、福祉専門員1人の人件費でございます。

それから、福祉協会への中身でございますけれども、これも人件費ということでございませうけれども、7月－3月分の通年予算から4－6予算を差し引いた福祉センター分、山の家

の分と派遣職員の人件費1名を見込んでございます。

それから、医療福祉の関係ですけれども、調査研究を進めていくというようなことで、先進的な事業を進めている方の講演を年2回くらいというような形で、フォーラムの開催等を想定して、会場の使用料とか報償費を計上してございます。

それから、支援費の関係で試算してあるかということですが、これは試算しておりません。

それから、敬老祝金でございますが、まず長寿祝金ですね、今は名前が変わりまして。長寿祝い金、80歳以上です。内容といいますと、80歳から89歳までが5,000円で3,436人、90歳から99歳までが1万円で574人おります。満100歳が3万円で2人です。101歳以上が1万円で3人となっております。

それから、ひとり親でございますけれども、人員ということで通院、入院の合計で申しますと350人、母子家庭でいいますと244人、父子家庭で10人。

(「これは何の人数」の声あり)

○社会福祉課長(林 久男) ひとり親家庭ですね。母子家庭で244人、父子家庭で10人、父母のいない家庭で1名、計350人となります。

それから、112ページの児童手当の人員でございますけれども、全体では延べ3万9,652人です。それで、被用者児童手当というものが5,898人、それから非被用者児童手当が5,639人、特例給付児童手当というのが820人、それから先ほどの特例給付ですか、小学校云々という、それが非被用者の方で1万5,255人、それから被用者就学前特例ということで1万2,040人となっております。

それから、116ページの私立保育所運営補助金でございますけれども、3億2,125万1,000円の予算でございますけれども、この人数といいますと、まず個別に、延べ全体では5,576人、サンライズ554人、嚶鳴1,746人、広原715人、鶴巻1,231人、ひかり913人、干潟町中央336人、それとこれからの入所の見込み81人を見込んでおります。

それから、管外の数ですけれども、銚子市ほか7市町で延べ396人を見込んでおります。

119ページの8、私立保育所運営費補助金でございますけれども、これにつきましては乳児保育とか、予備の保育士だとか、障害児保育だとか、長時間保育、そういうものに対する運営補助金で2,066万1,000円、児童数にして496人ということで見込んでおります。

それから、9の私立保育所運営費補助金助成事業の19負担金及び交付金のうちの干潟中央保育園改築工事補助金は、中央保育園、これは干潟町の方にあるんですが、平成16年から国に要望しておりまして17年6月に内示がございまして、次世代育成支援対策施設整備交付金

として17年、18年の2か年工事分の国庫補助金、県補助金として交付されまして、それを補助するというので、国の補助金が2,476万3,000円、県補助金が1,238万2,000円の計3,714万5,000円を補助金として交付するものであります。

117ページの古城保育所わきにあります旧小学校の解体工事でございますけれども、これは鉄筋コンクリート造り2階建てで、750平米の旧小学校がこれは昭和40年にもう築40年を経過いたしまして、隣に保育所がありまして、非常に危険だということで、今回解体工事をするものでございます。それで計上をいたしました。

以上でございます。

○委員長（木内欽市） 保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） それでは、お答えいたします。

まず職員の関係ですけれども、年金関係職員、国保職員、老保職員の件でございますけれども、社会福祉課長の答弁のとおりでございます。

続きまして、年金の99ページ、国民年金事務費の関係でございますけれども、人件費と事務費については、全額国庫で見られているのかどうかというご質問でございますけれども、これは全額国庫支出金で手当てされております。

続きまして、100ページの国民健康保険費でございますけれども、まず人件費につきまして、旭市独自の持ち出しはあるのかというようなご質問でございますけれども、これは一般会計からルール分の繰入金だけでございまして、それに対しましては交付税算定されております。ただ、その交付税の額が繰入金の額と同額かということとちょっとその辺分かりませんが、そういう関係で旭市独自の持ち出しがあるかどうかについては、ちょっと分からないということでございます。

続きまして、繰出金についての件でございますけれども、5件ほどございまして、最初の国民健康保険基盤安定保険税軽減分繰出金ということでございますけれども、これは医療分について平等割、均等割の6割、4割の軽減、介護分については均等割の6割、4割の軽減、その1市3町の7-3月分の積算した分について合算した額が、9,012万9,000円となっております。

続きまして、基盤安定の支援分でございますけれども、これにつきましても、医療分並びに介護分の均等割の6割、4割の軽減、その1市3町の積み上げでございます。

続きまして、職員給与費等の繰出金でございますけれども、これは総務費の額の中から国・県の分を差し引いた、それを1市3町積み上げて計上してございます。あと国保出産育

児一時金等繰出金につきましては1件30万円、それに対する3分の2が一般会計の繰り出し基準になっておりますので、その1市3町の積み上げでございます。あと、国保財政安定化支援事業繰出金でございますけれども、これは被保険者の高齢化分というような形で計上した額でございます。それが1,811万5,000円でございます。

あともう1件でございますけれども、この予算の中の国民健康保険費でございますけれども、財源内訳、一般財源が2億343万円となっております、国庫支出金、県支出金とのバランスの件でご質問ありましたけれども、これについてご答弁申し上げます。一般財源2億343万円につきましては、予算額3億2,628万6,000円から国庫支出金8,190万5,000円と県支出金4,095万1,000円を差し引いた金額でございます。国庫支出金と県支出金は、国保保険基盤安定保険税軽減分繰出金と支援分繰出金に充当するもので、そのほかは一般財源でございます。国保県基盤安定制度は、国保税の軽減措置や低所得者の加入割合の多いことによる国保の財政基盤の強化を図るため創設されたもので、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1を補てんするものでございます。年間の金額でございますが、国保保険基盤安定保険税軽減分繰出金は1億2,193万3,000円となります。4月から6月予算の中で、3,180万4,000円の繰出金がありましたので9,012万9,000円となったものでございます。

また、基盤安定保険者支援分繰出金は4,188万1,000円で、4月から6月に800万2,000円の繰出金がありましたので、3,387万9,000円となったものであります。

以上でございます。

○委員長（木内欽市） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（横山秀喜） それでは、私の方から104ページの生活支援費の方の1番、在宅介護支援センター、これらの質問に対してお答えします。

委託料の方でどこの委託先、何か所で幾らぐらいのというご質問ですが、地域型としまして5か所、場所につきましてはやすらぎ園、シルバーケアセンター、恵天堂、やすらぎ園干潟、旭市社会福祉協議会の5か所です。金額につきましては277万5,000円掛けるその12分の9ということで、9か月分で208万2,000円です。その5か所分ということです。

それと包括支援センター等の考え方を聞かせてほしいということですが、包括支援センターはご存じのとおり、センターの中立性の確保ですとか、包括支援事業が的確、円滑に行える等の観点を踏まえ現在検討中でございますので、よろしく申し上げます。

続きまして、その下の2番の介護予防事業の中の、次のページになりますが、106ページの13の委託料、この三つの事業の内訳をとということですので、ご説明申し上げます。

まず、生きがい活動支援通所事業委託料ということで、これはデイ・サービス事業を委託しておりますが、委託先につきましては旭市社会福祉協議会とやすらぎ園の2か所でございます。ただ、合併の中で事業内容が若干デイ・サービス事業で異なっておりまして、飯岡町と旧旭市がやっていたのは介護保険とほぼ同等のデイ・サービス事業、それと海上町の方でやっていたデイ・サービス事業と申しますのは、介護保険とは別個の食事、レクリエーション、リハビリ等を中心としたような内容となっております。若干内容が違いますけれども、その3か所、つまり旧海上町と旧飯岡町についてはそのまま社協の方に委託しているといったような形で運営しています。

それから、二つ目の軽度生活支援事業と申しますのは、介護保険に該当しない方のホームヘルパーを派遣するという事業ですが、これは全面的に旭市の社会福祉協議会の方へ委託しています。ただし、これもやはり若干委託の方法が違っておりまして、旧旭市の方は出来高払い、1件幾らというような出来高払い、それと旧飯岡町等の場合には人件費という形で社会福祉協議会の方に委託をしているということになっております。

それから、三つ目の生活管理指導短期宿泊事業委託料ということですが、これは合併関連で広がった事業ということで、合併することによりまして3町分をそれぞれ21日分見て見まして、合計で63日分の予算ということになっております。

続きまして107ページの8番です。配食サービス事業です。これにつきまして、やはり合併に伴ってどのような事業展開をしていくんだというようなご質問ですが、この予算につきましては旧旭市の配食サービスの事業そのままです。と申しますのは、配食サービスそれぞれ旧3町も行っていました。

社協事業で行っていましたので、それぞれやはりやり方、それから配食するボランティア制度等々が異なっておりまして、来年度に向けて旧旭市の配食サービス事業を全地域実施していきたいというふうに考えています。

続きまして、108ページの10番、介護老人福祉手当支給事業、これも合併関連ということで広がった事業です。予算的には全体で206名の9か月分を見込んでいます。

その次の11番、外出支援サービス事業ですが、これも今現在行われていますのは、両方もこの事業は、委託料は旭市の社協の方に委託しているんですが、旭市のもとの場所に1台、それから海上町の場所に1台ということで、2台でこの外出支援サービス事業を行っています。まだまだ地元の利用というか、旧旭市であれば旧旭市、旧海上町であれば旧海上町という形で展開しているケースが多いので、これも来年度に向けて全域できるような形で今検討

に入っているところでございます。

それから、次の109ページの3番、介護サービス利用者負担軽減事業ということで、これは法人の減免事業です。現在対象となる方が3名ということで予算化をさせていただきました。

続きまして、次の4番目の訪問介護料軽減事業ということで、これにつきましては個人負担分の4%補助しているという事業ですが、予算的には129名分、ほかに障害者2名分ということで131名分の予算を盛っております。ちなみに9月末現在の数字がありますのでご説明しますと、9月末現在で103名の利用があるところでございます。合併によりまして、9月末現在では41名の増加となっている状況であります。

私の方からは以上でございます。

○委員長（木内欽市） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（林 久男） 答弁漏れがございまして、申し訳ございませんでした。

111ページの出産祝金等支給事業ということで、内容と人数というようなお話がありまして、この内容といいますのは、旭市内に1年間の住所を有し、かつ居住している第2子以上を養育し、第3子を出産して養育する父母に対しまして、出産時10万円、小学校入学時に5万円を支給するものでありまして、今現在、9月現在で10人の方に支給をしております。それから、災害救助費でございますけれども、扶助費の方で前回の実績というような形で7万円を計上してございます。

以上でございます。

○委員長（木内欽市） 松木委員。

○委員（松木源太郎） ありがとうございます。

何点か解明したい問題があるので再質疑をしたいと思います。

人件費については、総務のところということで分かりましたけれども、ただ、予算計上されている人員と実際に8月1日現在の職員の配置表が配られたわけですから、少し差があるということについては確認していただけたと思うんです。これについてはどうするかということについては、これは人事担当の問題だと言われればそうですけれども、積み上げた数字と配置したのが違うということは、やはり一定の時期までに調整しなければならないと思いますので、私は個人的に、また総務の常任委員会担当にも聞いてみたいと思っておりますからご回答はいいです。

次に、92ページのところの医療、福祉の郷づくり事業、やろうとする中身は分かりました

けれども、今、市のこの予算を提案するにあたっての市の考え方、これは市長のきょうこの施政方針も持ってきていますけれども、一つの市の伊藤市長の目玉だというふうに申しているわけです。それで、担当課はこれに基づいてそういう事業を行っていかうということなんでしょうけれども、このフォーラムをやったり講演会をやるということは、どういうもとにやるんですか。将来そういう計画、新市建設計画にもある事業ですね、名目だけは。これを伊藤市長の合併後最初の予算でこういうのをやっていくということになると、この新市建設計画に基づくある計画を作るための一番最初の予算化だと考えていいのか。これは予算査定の際にどういう議論をしたかということ率直に述べていただければ分かるんですけども、それについてはどう考えたらいいか、簡単でいいですからお聞かせいただきたいと思ます。

あとの事業については、数値的なことを聞いただけですけども、二つだけちょっと聞きたいんです。119ページです。まず私立保育所の運営費補助ですよね。私立保育所運営費等補助金2,000万円です。ここで乳幼児だとかそういう、はっきり言ったらば特別保育的なことをやっている、そういうところについて補助をします。これは県の出している分が、そのまま自治体を通して行くわけですか。それとも一般財源からある程度出しているのかということ。

それから、干潟中央保育所の中身については分かりましたけれども、17、18年の2か年の継続事業だということだそうですね、全体事業費はどのぐらいで、これを国・県の補助金がトンネルでいくと、そういうふうに考えておいてよろしいんですか、この点だけお聞かせいただきたいと思ます。

○委員長（木内欽市） ただいまの松木委員の質問に対して答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（林 久男） まず医療、福祉でございますが、予算編成上の際にはどのような議論があったかということですが、今、新市計画の中の前段の計画ですか、そういうのを作るといようなお話がありましたけれども、予算編成上の中では、去年の11月ごろの話なんですけれども、今現在市長がおっしゃっているような内容を市民に周知させていくといようなことで、市民とともに討議をするような場が必要だろうといような形で、それとまた市民の方にも、どのような形で進んでいったらいいのかといような、そのフォーラム的な場を設けるために予算組みをしたということでもあります。

それから、私立保育所運営費補助金でございますけれども、確におっしゃるとおり補助

金がそのまま流れるんですが、市の単独補助ということで、3歳児以上につきましては1人2,000円、3歳未満につきましては3,000円掛ける人数分の市の補助がございます。

それから、119ページの中央保育園でございますけれども、これは国・県から市を通して流れるものでございまして、総事業費といたしましては1億9,512万円ほどの総事業費でございます。

以上でございます。

○委員長（木内欽市） 松木委員。

○委員（松木源太郎） では、先ほどの医療・福祉の郷については分かりました。了解したというよりも、中身が分かったということです。

1点だけ再々質疑させてもらうのは、119ページのところに戻りますけれども、今まで1市3町では私立の保育所に対しては、私が指摘した119ページの事業番号9の上の8のところには3,400万円ありますよね。これが私立のいわゆる社会福祉法人などがやっている特別保育については、県が補助規定でもって上乘せしているのを知っているわけですが、この事業ナンバー9というのは、そうすると市単独ではないんですか。そうすると、1人2,000円だとか3,000円だとかというのは、合併前の時には旧旭市では聞いたことがなかったわけですが、そうするとこの部分については単独だと考えてもいいんですか。ちょっとその8番と9番の私立の保育所に対する補助金について、ちょっと総体的に説明してください。これで民生関係は終わりますから。

○委員長（木内欽市） それでは、松木委員の質疑に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（林 久男） 119ページの8と9の負担金補助及び交付金の中の私立保育所特別保育事業と私立保育所運営費等補助金でございますけれども、これにつきましては従前より行っております。それで、特別保育事業補助金でございますけれども、これは県から等の補助金でございます。延長保育、乳幼児保育、地域活動等に充てる補助金でございます。私立保育所運営費補助金というのも、こちらは職員といいますか予備保育士とか乳児保育の保育士だとか、障害児の保育……

（発言する人あり）

○社会福祉課長（林 久男） そうでございます。

以上でございます。

○委員長（木内欽市） ほかに質疑。

江波戸委員。

○委員（江波戸邦夫） それでは二・三お伺いしたいんですが、100ページですか、これは国保関係ですか。100ページの国民健康保険費の中の2節の給料ですね。以下、手当、共済、繰出金とありますけれども、ここに職員給与費19人分9,700万円と計上されております。これは当然国保の課の職員の人数だと思うんですが、一般的には国保の場合、税の賦課徴収というのは税務課が多分やっていると思うんです。そういうことで、会計独立の原則なり、あるいは歳出は目的別に組むんだということであるならば、税務課の職員を一般的にはここへ振り分けているんですが、今度のこの19名というのは、完全な……完全なという言い方はおかしいな。国保の実数的な職員なのか、ここに国保の事務を行っている税務の職員が何人か入っているのかいないのか、それだけお尋ねしたいと思います。

それと、これお願いで、後で結構ですけども、市立と私立の保育園があるわけですね。これは措置されている子どもたちの年齢とかいろいろな要素が違いますから、単純にそういう比較はできないんですけども、いわゆる市の予算の市立の保育費に計上されている金額を単純に措置してある子どもたちの数で割った金額、それと私立の方へは、当然のこととして国・県の負担する分と父兄が負担する分がありますね。その金額を単純に子どもたちの数で割ると、これは大ざっぱな数字ですけども、1人当たりの経費というのか、委託料という、そういうものが出ますね。出ると思うんです。これをちょっと比べてみたいと思いますので、後ほどで結構ですから、その数字が分かったらお願いしたいと思います。

それと、93ページから94ページにわたって障害者の関係ですが、これはいつかどなたですか、課長にそういう困っている家庭があるからということでご相談申し上げました。何か聞いてみますと、こういう預かる施設というのは3人か4人、5人ぐらいの小さい施設だそうです。ですから、そういう障害者を持った家庭の方が、きょう、あすなりあさってなり結婚式で出かけるとか、この子どもを一人置いていけないという場合に、どうしてもそういう所に頼らざるを得ないということで、ある何か所かのところに申し込むと、だいたいがもういっぱいなんだそうです。

その内容を聞いてみますと、そういう方というのは、もう通年的にずっと日程を入れてあってしまっているから、たまたまそういう家庭の方がこうだからとお願いしても、お預かりできませんというようなケースが多々あるということでございますので、そういう場合の対応をどういうふうにしたらいだろうかということで、一部住民から相談を受けておりますので、これは具体的にここでこうだということはないと思いますから、後で知恵があつたら

ぜひお願いしたいと思います。

それと、次に国保関係の国保税の関係ですが、これは恐らく1市3町おのおの全部違っていたと思うんです。この予算上に表れている税、国保税の関係を、これは数字を構いますから後で結構ですから、いわゆる国保税というのは所得、資産、世帯割、均等割という四つの要素でかかっておりますので、この応能、応益割合がだいぶこう……

(「国保の関係で、これは民生と全然関係ない」の声あり)

○委員(江波戸邦夫) ですから、分かりましたら後で調べておいてもらいたいと。

以上です。

○委員長(木内欽市) 保険年金課長。

○保険年金課長(増田富雄) それでは、100ページの国民健康保険費の給与費の関係でございますけれども、この職員給与費19人の中に税務課職員が入っているかないのかということでございますけれども、入っております。しかし、先ほど答弁しましたように、詳細についてはちょっと分かりませんので、後ほど提示させていただきたいと思います。

あと、国保税の応能、応益割合につきましては、今ご質問ありましたけれども、後ほどということにいたします。

以上でございます。

○委員長(木内欽市) 社会福祉課長。

○社会福祉課長(林 久男) ただいまの公立の児童当たりの平均経費でいいますと、新市の分ではちょっと計算しておりませんが、16年度の旭市の額で言いますと82万6,000円ほどの年間経費というようなこととなります。また、私立につきましては、後でまた提出させていただきたいと思います。また、障害者のショートステイの関係で2日、3日と急用ができたとか、そういうような部分につきましても、後で相談させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長(木内欽市) ほかに質疑はございませんか。

明智委員。

○委員(明智忠直) 今までの委員の中から質問が出ていますけれども、あえて17年度予算ですけれども、18年度の前算もヒアリングに近いというようなこともありまして、課長方にぜひお願ひをしておきたいなということが二つ、三つありますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

103ページの老人クラブ補助及び交付金ということでありまして、合併協議会の中

で飯岡町町政方針として、飯岡町の例に沿ってやるというようなことであります。210万円の全体での補助金があるわけですがけれども、飯岡町の例に沿って何団体ぐらいに、先ほど蔵佐原委員から、旧市町は聞くなというような話がありましたけれども、設立されている老人クラブの団体はどのくらいあるのかお聞かせいただきたいと思っております。それで、そのところへどのくらいの補助金をやっているのかということをお聞きいたします。

先ほど来、障害者や介護保険、そういったものに対しては、手厚く国・県いろいろな部分で措置がとられているわけでありまして、健康な老人ということも高齢化時代の中で一番大事なことで、私の持論でありまして、老人クラブ、シルバー世代を本当に健康に働いて、動いてもらおうと、余生を楽しんでもらおうと、そういうことが一番大事ではないかなという観点からも、老人クラブに対しまして、もう少し市でも面倒見てやってもいいのではないかなと、そんなような気がしますので、あえてこの時期、18年度の予算編成も絡みますので、ひとつその辺も課長に予算要求をしておいていただければと、そのように思います。

それから、同じように112ページの児童手当の問題でありますけれども、これも1週間くらい前の毎日新聞に出ておりましたけれども、少子化問題を考えるというようなことの中で子育て中の親のアンケートがありました。今の児童福祉手当や児童手当が役に立つかというような質問に対して、70%以上の方が役に立つというような答えを出しておりました。これは本当に少子化、特殊出生率が1.29ですか、そのような状況の中で、本当に我々地方自治でも考えなければならないことでありまして、国・県に頼っているだけではどうしようもないような部分もありますので、先ほど説明がありましたけれども、具体的な1子、2子、3子の人数は先ほどありましたけれども、この1子、2子、3子の割合は聞いていなかったもので、そのこともひとつお願いをできたらなど。

それから、115ページの保育所の運営費でありますけれども、保育所の運営費の中で、延長保育や一時保育、旧旭市からいろいろすばらしい事業をやっただいておりますけれども、もう一つ、私もこれは議員になってからの自分のモットーでありますけれども、今、夫婦共稼ぎの家族が多いわけでありまして、少子化の一つの要因としては、子どもを安心して保育所に預けておけない。安心というふうなことではなくて、病気をした時に安心して預けておけない。病院に連れて行って帰ってきて、親が休まなければならない、子どもを見なければならぬ、そんなような状況が結構あるわけでありまして、今、病児保育といった面をどれだけくらいの保育所からの声が上がっているのかどうか、また全然上がっていないかどうか、そういうものの資料がありましたらお聞かせをいただき、そしてまた来年度の方針とし

でも、ひとつ課長にも予算要求していただけたらと、そんなように思います。

よろしく申し上げます。

○委員長（木内欽市） 明智委員の質疑に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（林 久男） まず、老人クラブの関係でございますけれども、旭市が全体で103カ所、旭市が50、海上町が15、飯岡町が19、干潟町が19となっております。補助金につきましては、委員がおっしゃったように二百何万円の補助金となっております。

それから、115ページの運営費の中での病後保育ということですがけれども、今はございませんけれども、そのような要望がぜひやってほしいと、私立の保育所から今出ております。それにつきましては、この次世代の關係に絡めまして、来年度に向かって進めさせていただきたいと思ひます。

それから、児童手当の1市3町分の人数というのは、ちょっと今資料ございませんので、また後ほどご報告させていただきたいと思ひます。

以上でございます。

（発言する人あり）

○委員長（木内欽市） それは、後日で結構ですから、調べて明智委員の方に報告をお願いします。

ほかに質疑ございますか。

（発言する人なし）

○委員長（木内欽市） 特にないようですので、3款の民生費の質疑を終わります。

続いて、4款衛生費の質疑に入ります。

浪川委員。

○委員（浪川光平） 衛生費の方で何点かあるんですけども、時間の關係上、1点だけに絞らせていただきたいと思ひます。そのほかについては、どなたか委員が私のかわりにやってくれるのではなかろうかなと思ひますので、私は1点だけ短時間をお願いしたいと思ひます。

148から149ページにかかります塵芥処理費の關係で、塵芥処理施設關係職員給与費の18人、それで共済費として計上されております。並びに下の欄で149ページ、施設運営費の方でも共済費がここに計上されております。つまりこれは人にかかわる費用だというふうに思ひます。なぜ二つ分けてあるのか、ここら辺のところを答弁をお願いしたいというふうに、これ1点だけ申し上げます。

○委員長（木内欽市） 環境課長。

○環境課長（堀川茂博） それでは、ご質問にお答えしたいと思います。

上の方の職員給与費の欄に入っている共済費につきましては、これは職員ということです。もう一つの方の共済費につきましては、臨時職員の共済費ということで、内容につきましては、実際には臨時職員といいましても厚生年金、それから健康保険料、それから介護保険料、あるいは雇用保険料等が含まれております。したがって、それらについては臨時職員の共済費ということでご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（木内欽市） 浪川委員。

○委員（浪川光平） 了解していただきたいということですので、了解いたしました。

○委員長（木内欽市） 明智委員。

○委員（明智忠直） 143ページの不法投棄防止活動事業ということでお聞きしたいと思います。

この活動事業は、飯岡町が行っていたことを引き継いで今やるというようなことでありますけれども、今、非常に不法投棄、不法投棄でなくても一般ごみのいろいろな問題があります。そういった中で、この活動事業はぜひ平成19年度で調整ということになっておりますけれども、どういう方向で調整するのか。そしてまた報酬と報償金って、何か仕事をした人に対して表彰するのかなどか、そこら辺もちょっとお聞かせいただきたいと思います。33人、飯岡だけなのか分かりませんが、これから旭市でもこういった活動を大いに行政の中でバックアップして応援してもらって、きれいなまちづくり、そして不法投棄がなるべく少ないような、そんなまちづくりのために貢献をしてもらうということは大変必要なことだと思いますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。現在の状況について、19年度の調整についてもひとつお願ひしたいと思います。

○委員長（木内欽市） 環境課長。

○環境課長（堀川茂博） それでは、不法投棄監視員でございますけれども、現在それぞれの地域で若干その報酬の額、あるいは報償金ということで節の扱い方が異なっております。したがって、委員おっしゃられましたように、これから調整しなければいけないというふうに思っております。

人数的なものにつきましても、地域の実情、例えば台地のある所で産業廃棄物の不法投棄が多くある場所、あるいは海岸線で、これは大きな不法投棄ではないんですけれども、不法

投棄が多い場所等々地域的なことを勘案して、人数的なものについても調整したいというふうに思っております。

それから、報酬と報償費、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、これらについてもどちらが適切かということになりますけれども、担当の方としては報酬の方が適切ではないかというふうに思っておりますけれども、財政当局とも相談して一本化したいというふうに思っております。

不法投棄につきましては、非常にまだ多いというふうに思っております。産業廃棄物の不法投棄につきましては、県当局のかなりの強化がありまして減る傾向にあります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（木内欽市） 明智委員。

○委員（明智忠直） 私の質問では分かりましたけれども、もう一つお聞きしたいんですけれども、防犯推進協議会ということと不法投棄防止パトロール、人材シルバーセンターにお願いしてやっているということでもありますけれども、職権、権限とかそういう部分もある程度含めた防犯推進協議会というようなものを正式な組織、防犯組合みたいなものと同じような系列、同じくらいのもので構いませんけれども、ちゃんとしたそういった不法投棄を取り締まれるような部分を、これからの課題としてひとつ研究していただきたいなど、そのように思いますので、よろしくお願いいたしますと思います。

○委員長（木内欽市） 環境課長。

○環境課長（堀川茂博） 環境保全防犯推進協議会委員というのが実際には環境課の方に引き続いてあるわけですが、防犯がちょっと伴っておりまして、これらについては防犯ということになりますと総務課になりますので、これらの委員の分け方についても、今後調整したいというふうに思っております。

それから、シルバー人材に対する委託でございますけれども、これらについては特にお願いしているのは年末年始ということです。それから、権限につきましてですけれども、不法投棄をするということになりますと非常に悪質な方ということになりますので、委員さん方あるいは委託のシルバー人材の皆さんに、やはり危険を伴うようなことについては極力回避したいということで、どちらかといえば通報をいただくという形で今後も進めたいと思っております。ただ、私も職員がそれぞれの権限、立ち入りあるいは指導の権限を持っておりますので、その通報に基づきまして職員ができるだけ早く現地に行く、あるいは対応をするということで進めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（木内欽市） ほかに質疑。

江波戸委員。

○委員（江波戸邦夫） 140ページの環境衛生費の19節ですね。負担金補助及び交付金ということで、東総地域ごみ処理広域化推進協議会負担金というのは、多分協議会が何かこういう市町村圏の中に置いてあるとか何だとかということで、これは人件費なのか、それとも環境アセスか何かそういうものをもう既にやっている経費なのか、この2,100万円の内容。

それと、その下に大和根と干潟の土地改良区の排水負担金というのがあります。両方で約620万円ぐらいですか。これはどうも前にも私お尋ねしたんですが、この金額の確たる算出根拠というのはないようですよね。何か雨水が流れる面積が国・県だとか何だとかかんだとかということで。こういうものを負担しなくていいということではないんですが、やはり予算に計上する場合はきちっとその辺を、私どもが負担すべき根拠はこうでございますというものがなければならないと思うんですが、その辺は環境課長の方で、この金額では1市3町では足りないような気がするんですが、年間予算がこの620万円なのか、それと向こうの組合から請求された根拠といたしますか、そういうものがあるのかないのか、その辺をお尋ねしたいと思います。2点。

○委員長（木内欽市） 議案の審査は途中でありますが、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休憩 午後 零時 3分

再開 午後 1時 0分

○委員長（木内欽市） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、阿部議員より傍聴の申し出がありましたので、これを許可しましたのでご了解をお願いいたします。

なお、一般市民より傍聴の申し出がありました。これを許可いたしましたのでご了解願います。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時 1分

(傍聴議員入室)

再開 午後 1時 2分

○委員長（木内欽市） では、会議を再開いたします。

江波戸委員の質疑に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（堀川茂博） それでは、江波戸委員のご質問に対して回答したいと思います。

初めに、東総地域ごみ処理広域化推進協議会負担金、ページにしまして140ページになりますけれども、このごみ処理の広域化推進協議会につきましては、実は合併の関係で光町と多古町が協議会の方から抜けるということになりましたので、ちょっと数字的なことにつきましては多古町と光町が入っている時点の数字ということになりますけれども、全体で7,869万9,000円、そのうち旭市の負担金が2,811万1,000円、旭市の負担率が35.72%ということになっております。

それから、使い道ですけれども、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、負担金、予備費というふうになっております。職員の直接給料につきましては入っておりませんが、旅費等については入っております。それから、あとは環境アセスあるいは基本設計とかそういう設計料の委託料が入っております。

次に、干潟土地改良区排水負担金になりますけれども、その上にもう一つ大和根土地改良区の排水負担金というものもございますけれども、これにつきましては海上地区のみということで、実は175ページをご覧いただきたいと思っておりますけれども、175ページの方に、やはり土地改良の負担金が大和根あるいは干潟が載っておりますけれども、ご指摘のとおり、たまたま海上地区が排水負担金ということになっておりまして、農水産課の方と調整がちょっとできなかったということで、時間がなくて環境課の方と農水産課の方が別々に入ってしまったということで、ご理解をいただきたいと思っております。

それから、排水のなぜ負担金を取られるのかということなんですけれども、これにつきましては国の方でも農水省と厚生労働省で、いつもなかなかみ合わないということで新聞等に報道されたこともございますけれども、実際には本市においてもその辺のところははっきり明確にできないということで、海上地区につきましてはほとんどの排水が干潟土地改良区の受益地域に流れているということで、幹線排水路が流れているということで、予算上

こういう排水負担金ということになってしまいました。

以上のことでご理解いただければと思いますけれども、よろしいでしょうか。

○委員長（木内欽市） 江波戸委員。

○委員（江波戸邦夫） 174ページ農地費の方にこれ入っております。これ同じ排水なんですよ。ですから、私は金額を見て、何か町の予算を議論して、私は当時産業課長、環境に入っていたのかね。何か金額を見て、あれあれ、これは1市3町が合併して、大利根なり干潟に何らかのかかわりがみんなあるわけです。この金額を見て後ろの方を見ませんでしたから。ここに全部載っているのが1市3町で随分少ないなと思ったら、たまたまそうしますとこちらに載せてあるということですから、この四つの金額を足したものが今度の新旭市のいわゆる排水に対する両土地改良区に対する負担金だということ、その各々出す負担金の根拠は何ら明確になっていないと。

何か農林省と環境省がごちゃごちゃという話があってということですがけれども、正しくは公費を出すには当然法的要件なり何かがあるわけがございますけれども、それらについては土地改良区から、こういう請求があったということを出しているという答弁の域を出ないんですけれども、そんな程度の理解の仕方でも私どもはいいんですね。そういうことですか。

○委員長（木内欽市） 環境課長。

○環境課長（堀川茂博） ご存じのとおり、生活雑排水につきましても、土地改良区の工区に受益区域に流れ込んでいるのが現状です。私どもとしては、農用外排水として維持管理費の負担金を払っているということで、支出の方をする予算計上したつもりでございます。以上でご理解いただけますでしょうか、よろしく願いいたします。

○委員長（木内欽市） 松木委員。

○委員（松木源太郎） では、第4款の衛生費のところにご質疑申し上げます。

人件費の問題について聞く予定で来ましたが、総務の方でやれということです。ただ、指摘だけしておきたいんですけれども、124ページから始まりますけれども、保健衛生関係の職員が28人で、これをいろいろと職員の職員録の配置されたのを見てもだいぶ合わないんです。職員の方がだいぶ多いということ。これは支所の担当なんかを入れるとそういうことになるので、できればやはり、行政というのは職員の方が一生懸命仕事してくれるから行政が進むわけで、何人の方が予算上どういうふうに配置されているかが一番大事だと思うので、私があした総務常任委員会に行って聞くわけにいきませんので、所管課についてはぜひ人的配置と予算的な人員との関係を、後日でいいから出していただきたいと思います。

それでは、普通の人件費以外のことでお聞きします。125ページのところですが、水道企業団の負担金です。

水道企業団の負担金、まずストレートの企業団負担金が1,958万3,000円で、広域の出資金が3,300万円、一般会計で私ども共産党の議員がお聞きしたところでございますけれども、この根拠を示しておいていただきたいと思います。

次に、126ページから127ページにかけてです。

ここには海上町の保健福祉センター、それから飯岡町の保健福祉センター等のいろいろな事業に伴うところの費用が載っております。海上には保健福祉センターと保健増進センターがある。私はどちらだかちょっと定かではないんですけれども、保健増進センターというのが後から建った南側の方だそうですけれども、ここでいろいろな事業を行っているわけです。増進センターの方には、賃金とトレーニング指導員の派遣費が入っています。これどういう内容かまずお聞かせいただきたいのと、飯岡の方は、恐らく担当課なんかが入っているということでしょうけれども、維持管理事業としてのしか出ていません。

同じような施設が、実は干潟町にもあるわけですね。保健センターというのが。これはいわゆる旧旭市の健康管理課と同じような仕事をやっているんですけれども、地元の方たちが、干潟支所にも同じようなものが欲しいなど。例えばトレーニング施設などですね。そういうものが、場所があるから、せっかく保健センターになっているんだからそういうものが欲しいなということを希望しているようですけれども、そういう面を来年度以降検討できるかどうか、お聞かせいただきたいと思います。

それから、干潟の保健センターというのは庁舎の2階にあるわけですが、全くそういう関係の、事業費は出ているでしょうけれども、施設関係の費用はどこにも計上されていないのかも聞かせいただきたいと思います。

次に、128ページの予防費のところですが、検診などの対象者の問題です。検診などの対象者については、全体的に合併してどのような人数になったか、それから1市3町決算出ていましたけれども、受診率がどうであったかということ、きょうできなければ後日でもいいですから、今までの基本健康診査事業から含めて、これは1回私どもに、合併してどのような事業がどのぐらいの受診率であったかということをご報告いただきたいと思いますが、担当課のご回答をいただきたいと思います。

次に、138ページです。実際には139ページになりますけれども、母子保健費の中の事業番号3、乳幼児医療費助成事業の中の扶助費の4,186万9,000円です。これは合併してどの程度

の受診者なり対象者がいるかということを知っておきたいので、この数字を出していただきたいと思います。

次に、140ページです。今、お隣の江波戸委員からご指摘があった問題で、私は別の角度からちょっと聞きたいんですけども、まず一つは、知らなかったんですけども、環境課長が東総広域ごみ処理推進協議会から光町と多古町が抜けたということを今初めて知りました。そうしますと、全体の計画がかなり変わってくると思うんですね。これは計画が変わって分かった時点でもって、文教の福祉の方にご報告いただきたいと思います。

そこで、聞くところによりますと、旭市の新川の支流沿いに4ヘクタールほどの土地を一応了解をもらって、ここが候補地だということで始まるようです。百数十トンの1日処理ということのようですけれども、この具体的な計画というのは今どの程度進んでいるのか、このところをお聞かせいただきたいと思います。当然二つの自治体が抜ければごみの量も少なくなるし、各自治体の負担料が増えると思うんですけども、これはご存じのように、県が光町から銚子市までの焼却場を1か所にまとめるということでもって始まったもので、計画していたらば、途中でもってPFIを活用してやったらどうかという横やりが県から入って、また計画を練り直して、聞くところによると、何でも燃えるような熔融炉も考えようなんというところもいろいろ出ているようなんです。

私ども、やはり構成団体の自治体の議員として、どこまでどういうふうに進んでいるかということは全く通常知らされないわけですから、これは常に知らせていただかなければならないし、旭市のクリーンセンターの地元の関係からいってどうなのかということは、当然どこかで議論を私どもしなければいけないと思っているんですけども、これについての現在の状況をお聞かせいただきたいと思います。

次に、148ページにいきます。これは簡単な質問なんですけれども衛生組合の負担金1億5,300万円、これは3か月分抜けた金額だと思うんですけども、衛生組合が平成17年度特別どんな事業がやられているかということがあれば。通常の処理だけであれば結構ですけども、そのことをお聞きするものです。つまり、149ページから150ページの塵芥処理費のところですか。塵芥処理費というのは、今までの東総塵芥処理組合にあった焼却場を中心とした一般廃棄物の処理施設の運営だと思います。この中で、150ページのところの各種の委託料関係についてお聞きいたします。

まず、委託料の上から3番目の廃棄物収集運搬委託料です。平成17年度は、これは月割で9か月分だと思うんですけども、台数それから業者数、それからどのようなコース割

になっているか。

次に、少し先に行って、容器包装廃棄物選別処理業務委託料、これも契約の内容をお聞かせいただきたいと思います。それから、プラ処理関係の契約の内容をお聞かせいただきたいと思います。

最後のところに、松沢最終処分場埋立処分終了届出書作成業務委託料ということが書いてあります。これにつきましては、ちょっと一般質問でも出たわけですが、松沢の最終処分場の終了というのはどういう時点が来たらば終了ということかということです。661万5,000円かけて終了届の業務委託をするということですが、これが平成17年度の予算に乗せて、17年度末ないし18年度当初にそういうことを出すための準備をしているということに通常では考えられるわけです。ただ、私が聞いているところでは、排水処理場もまだ稼働しているし、実際にシートの破損の問題なんかもし出てきた場合にどうするんだという問題もあるわけですが、そこを最終時点がどこになるのかということについてはどういうふうに考えているか、お聞かせいただきたいと思います。

以上です。

○委員長（木内欽市） 松木委員の質疑に対し答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（浪川敏夫） お答え申し上げます。

まず第1点目の人件費のことにつきましては、やはり総務の職員担当課の方で後でお答えしていただきたいと思いますので、私の方からは差し控えたいと思います。

次に、企業団の負担金につきましても、財政担当課で取り扱っていることをございまして、健康管理課では承知いたしておりませんのでその旨お願いしたいと思います。

続きまして、海上町の健康増進センターのトレーニングの内容等につきましてでございすけれども、まず、その内容につきましてはエアロビクスだとか、高齢者を対象とした筋力アップの運動、あるいは基本的なストレッチだとかということ、それと一方水中でのウォーキングなどをやっております、約1万1,000人程度の皆さんがご利用いただいているということでございます。

次に、飯岡町でございすけれども、飯岡にも飯岡健康センターというものがございまして、約6,000人程度の皆さんが利用しているということでございます。ご質問の干潟地区にもそのような施設をどうかということでございますけれども、この点につきましては、後で上司等と相談をしなければ決定できないと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、検診の増減でございますけれども、これはざっとした数字は持っておりますけれども、細かい数字ということになりましたら後日お示ししたいと思います。

続きまして、乳幼児健診につきましてお答え申し上げます。

ご案内のとおり、就学前の乳幼児でございますけれども、対象者は全体で約3,500名というところでございます。

以上でございます。

○委員長（木内欽市） 環境課長。

○環境課長（堀川茂博） 初めに、東総地区ごみ処理広域化推進協議会の関係なんですけれども、先ほども申し上げましたとおり、協議会の枠組みが、光町が山武の方に行くということで脱退ということ。それから、多古町につきましても香取地区の方に行くということで、成田市の合併というものを何か目標にしているみたいで、その関係で、実際には私も3度ほど会議の方に出席しているんですけれども、最初の会議の時は、これ最初の予定どおりだったんですけれども、委員のおっしゃるとおり、当クリーンセンターの反対側に約4ヘクタールほどの土地に焼却施設をとということで、実際には基本測量と、あるいはアセスに入ろうとしていたんですけれども、9月に入りまして光町、多古町の件、県の方もちょっと介入していたんですけれども正式に抜けるということになりました。

そうしましたところ、振り出しに戻るのではないかという話が事業計画の再見直しということで、銚子市の方から焼却施設を1か所ではなくて2か所にしてはどうかという銚子市長の方から提案がありまして、現在首長さん方でどうしようかというような現状にありまして、協議会の事務事業についても暗礁に乗り上げた状態ということになっております。

それから、続きまして2点目の東総衛生組合の負担金ですけれども、これは旧1市3町分の合計額ということで、通常のみということで、特に変わった大きな事業は計画されておられません。

続きまして、廃棄物収集運搬業務委託料、これにつきましてはごみステーションですけれども、1,000か所ちょっとあるんですけれども、それらのステーションのごみを収集運搬していただくということで委託料を計上してございます。業者の数なんですけれども、現在業者は5社、車の台数が9台というふうになっております。

それから、次に容器包装廃棄物選別処理業務委託料、こちらにつきましては1社、共同リサイクルという成田市の業者に委託してございます。これはペットボトルあるいはかん等の資源ごみの選別処理の作業を委託しております。

それから、プラスチック処理業務委託料、ちょっと今重複してしまいましたけれども、プラスチック類をやはり資源化するために分別の業務委託をしております。これは東総リサイクルセンターという業者に委託しております。

それから、松沢最終処分場埋立処分終了届出書作成業務委託料ということになっておりますけれども、終了届け出ということになりますけれども、終了届け出につきましては、終了した時点で速やかに届け出をするというふうに法律上はなっております。ただ、平成10年ごろ、終了してすぐ県の方に事前協議をしたわけなんですけれども、県の方が書類を紛失といえますか、しまい忘れまして、その関係でちょっと今年度になってしまったということで、実際には終了届け出は出しても、廃止届は千葉県下で新法が改正されてからは全く出されていないのが現状です。ただ、委員の思っているとおり、埋め立てが終了したら速やかに出すというのが原則でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（木内欽市） 健康管理課長。

○健康管理課長（浪川敏夫） ご質問で1点答えを落としてしまいまして。旧干潟地区の保健センターの維持費はどうしているんだという質問がございまして、それを漏らしてしまいました。

干潟地区は支所の中に一体的になっておりますので、そちらの維持管理で賄っているということで、特別保健センターとしての維持管理はないということでございます。

以上でございます。

○委員長（木内欽市） 松木委員。

○委員（松木源太郎） まず干潟町の問題からいきますけれども、合併協議の時に保健センターを1市3町すべて持ってございまして、検診のやり方とか診断のやり方に若干違いがあったけれども、それをすぐまとめてしまうのではなくて、できるだけ近場でもってということで、その機能を発揮していくために、支所にも同じように人を配置していくというふうになったはずでありますね。ところが、実際に合併してみますと、干潟町においては健康増進センターのような施設がなかったということで、同程度のものをやはり合併を機に、場所があるわけだからやるべきではないかという意見が、干潟の地域の方からお願いしたいということが出ていますから、これは平成18年度以降の課題にさせていただきたいということです。これは新市長とぜひ協議させていただきたいと思っております。これはお願いですから、ご回答は結構です。先ほど相談したいという話もありましたが、検討課題にさせていただければ結構です。

次に、環境課長からお話があった広域の問題なんですけれども、実は私が聞いているところでは、光町が隣の山武郡の横芝町と合併することについて、だいたい県がいろいろな誘導をしていると聞いております。では、衛生組合はどうするんだという問題もあるし、恐らく水道は向こうと付け替えられないから八総で行くだろうとか、郡を越えた無理な合併がこういうことがいろいろ出てきているわけですが、そこで、9か月で2,100万円なのか全体でどうなのか分かりませんが、7,800万円でもっていろいろと進めていたのがちょっととんざしていると。それも9月だと聞いて私は初めてびっくりしたんですけれども、そうしますと、例の4ヘクタールの計画予定地というのは具体的にどうなるんですか。

なぜこんなことを聞くかといいますと、これは個人的なことに関係するんですけれども、そこに居住している方が来年の8月までに出てくれということをお願いされていて、家を探してくれと私頼まれているんです。借家ですね。こんなことがあって私もびっくりして、財政課と話を今までしてきたんですけれども、やはり先ほど申し上げたように、首長同士の協議もあるし県の意向もあるでしょうけれども、そういう変化というのはなるべく、年4回の定例会がありますから、私どもにお教えていただきたいと思います。

なぜかという、正直言って旭クリーンセンター、旧東総塵芥処理組合の施設が焼却についても一定の時期もつだろうと。それから、特に最終処分場についてはかなりもつだろうという中で、一緒になったらどうかという不安が私どもには大変あります。これはご回答はいいですけれども、そういうことで事業を進めていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

最後に、この点だけのご回答いただきたいんですが、クリーンセンターの問題なんです、運搬業務の単価について今どうなっているかお聞かせいただきたいと思います。東総塵芥処理組合時代に、私も塵芥組合の議員だった時にいろいろと議論した経験があるので、現在どうなっているかということ。

それからもう一つは、松沢の届け出の問題ですけれども、そうしますと塵芥処理組合時代にも1回作ったんですか。それを廃止届と終了届の違いは分かりました。終了届が、もうあそこを使っていないでしょう。出したのにないということはどっちの責任なんです。だから、そうであれば、ないんだったらこの661万円原則的には県から出してもらって書類作るのが当然だと思うんです。そこまでやらないと、やはり県は今何でもかんでもお金を出し渋っているわけだから、自分でなくしたんだら自分で費用を出してくれればこっちで作ってやるというのが建前だと思うんです。そこまで市は県に強く言えないかもしれま

せんけれども、そういう立場で予算を見たいと思いますのでご回答いただきたいと思います。

○委員長（木内欽市） ただいまの松木委員の質疑に対し答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（堀川茂博） 初めに、東総地区ごみ処理広域化推進協議会の関係でございますけれども、先ほど説明したとおり、現在白紙状態まではいきませんが、全面的な見直しというような状況になっております。地元説明会も1度開いておりますけれども、現状におきましては私どもとしても市長と苦慮している状況でございます。この件につきましては、答弁はこの辺でご理解をいただきたいと思っております。

それから、収集運搬の委託料の関係なんですけれども、委託料を決める際、コースとそれからごみの処理量等を勘案してそれぞれの業者に委託をしております。ただ、現状におきましてはこれはもう逆転してしまったわけなんですけれども、収集委託業者がクリーンセンターに搬入するごみの量と、許可業者あるいは直接搬入、現在クリーンセンターにおきましては環境課の職員が全員出て、土曜日も9時から夕方4時まで直接搬入を受け付けておりますけれども、直接の搬入の方が増えてきているという逆転現象が起きております。それらを踏まえまして、来年度以降につきましては委託の方法についても、もっと細部まで検討をする必要があるのではないかというふうに思っております。

それから、3点目の松沢の最終……

（「単価を教えてください」の声あり）

○環境課長（堀川茂博） 可燃が99万4,094円、それから不燃が83万9,000円、それから資源ごみが二つに分けてございまして、92万6,000円と、資源ごみBが89万9,000円という、1か月につき以上のような単価というふうになっております。それに消費税を掛けて、台数を掛けて、月数を掛けております。

それから、3点目の松沢の最終処分場の終了届なんですけれども、実は私の方も多分委員さん方からこういうご指摘を受けるのではないかとこのように思っておりまして、きのう担当者の方に県に行かせまして、どうなっているんだということで出張をさせまして調べてまいりました。そうしましたところ、県の方は事前協議書を受け取っておりまして、ただ、事前協議をしたまま担当者が次から次へ異動しておりまして、ちょっと月日が7年近く経過したというのは私どもの方にも責任は大ではないかというふうに思っておりますけれども、何分私まだ来たばかりですのでご容赦いただきまして、ご質問のとおり終了届け出すすぐ出さなければいけないというものでございます。ということで今年度で委託料の方を予算計上し

てございます。

以上でございます。

○委員長（木内欽市） 松木委員。

○委員（松木源太郎） どうもありがとうございます。今の最後のやつは分かりましたけれども、廃棄物の運搬収集、その問題について担当課長からいろいろな詳しいお話がありましたので、少し私の方からもう一度最後に聞きたいんですけども、今、組合委託の収集と一般廃棄物直接搬入とが逆転したということが言われました。ちょうど私、夏にまだ塵芥処理組合から、クリーンセンターになっていたんですけども、平成16年度の塵芥処理組合の冊子をいただいて持っているものですから、それを見ながら聞いているんですけども、合計で組合委託が1万7,929トンですね。それから直搬が8,398トン、これがどういうふうにあれですか。これは16年度の中身だと思うんですが、最近かなり変化があるんでしょうか。

それからもう一つ、運搬業務の委託でもって一つ聞いておきたいんですけども、業者にたまに会って、どうだいということをも私も収集ポストでもって会いますからいろいろ聞くんですけども、今は定期的にそのコースを少し変えているんですか。循環的に。昔はもう固定してずっとやっていたんですけども、そのところだけちょっとお聞きしておきたいと思います。単価については分かりました。よろしくをお願いします。

○委員長（木内欽市） 環境課長。

○環境課長（堀川茂博） 2点目の方のコースの関係の方から先に申し上げたいと思います。

コースにつきましては時々変えております。

それから、あとごみの収集運搬の量なんですけれども、委託の方が1万2,313トンですか。それから直接と許可業者を合計しますと……ちょっとすみません。委託業者が収集運搬するごみの量が1万2,314トン、それから直接搬入の方と許可業者になりますけれども1万4,013トンということで逆転状態になっております。大変すみませんでした。よろしいでしょうか。

○委員長（木内欽市） ほかに質疑はございませんか。

蔵佐原委員。

○委員（嶋佐原滋之） だいぶ松木先生がやってくれましたので極端に省きます。

132ページの前防費ですね。節区分で13の委託料でございますけれども、がんの検診委託料、いわゆるがんの中にもいろいろございますが、どのようながんをどのぐらいの方々が受診なさっているか、それをまずお願いをいたします。

次に、142ページの合併浄化槽の設置促進事業でございますけれども、これについて私ど

も周辺の町には下水道がございませんで、当然合併浄化槽ということになるかと思えます。これについてどのような規模で、どの程度の大きさのものがどのぐらい予定されているのか、それについての補助率の問題も併せてお伺いしとうございます。

次に、やはり149ページの塵芥処理施設の運営費でございますけれども、今、松木委員の質問の中での答弁で、私も気になっていたんですけれども、委託と許可、いわゆる直接持ち込みの部分で逆転したにもかかわらず、委託業者の5という数字と車両の9台というのは相変わらず変わっていない。このことに、やはりごみを少なくすることによって税の負担、税金というか一般財源からのいろいろな点で節約はできると。ところが、こういう形で五つの業者、9台の車両、これを減らしていかなければ、現実の問題として1台1台の運搬量が、1日の運搬量が少なくて同じ金額を払う。そういうことになるかと思えます。

合理化の中には、やはり単価を一定ということでここへ集中する近傍の業者が多うございまして、中にはほとんどない仕事をなさって台数を減らされたという経緯も承知しております。私も昭和62年以来ほとんどごみ議会に籍を置かせていただきまして、この経緯については承知しているつもりですが、やはり委託料の問題を検討すると同時に台数の問題も当然のことながら検討していかなければならない。住民の努力によってごみが減らせたにもかかわらず、同じ台数が常に動いている、あるいは台数が増えたという中には、資源ごみであるとか、あるいは分別の区分が変わってきたという裏側もあることは承知しておりますけれども、そういう中であっても合理化を迫る中では、どうしても台数を減らして図っていかなければならない。当然のことながら業者の方々は、1台の車に対して所要の人員であるとかあるいは費用であるとかは変わってくるわけですが、それにしても合理化の中でこの決め方について、いわゆる価格の決め方についてどのように考えていらっしゃるか。

銚子市辺りは入札と聞いておりますし、ほとんどの所が業者間の入札、そういうのが合理的に行われていると聞きますけれども、今99万何がしから83万9,000円、いわゆる中身の問題、運ぶものの違いはあろうかと思えますけれども、そういうのに分けてどのような手立てを講じられようとしているのか、併せてお伺いをしとうございます。

次に、最後の151ページの15節工事請負費の焼却施設改修工事でございますけれども、恐らくはこれは炉のレンガの張り替えか何かであろうというふうに思われますが、これだけの金額がかかるようになるということは、前年度に少なかったのかどうか、あるいは焼却炉の傷みが激しくてこうなったのか。以前、この問題でも非常に今導入されている炉がたしかタクマだと思いましたがけれども、その関連業者が競争もなく請け負っていて、あまりにも高過

ぎるというような経過もございました。今どのようにしてこの代価が競争され払われているのか、お伺いしとうございます。

以上でございます。

○委員長（木内欽市） 健康管理課長。

○健康管理課長（浪川敏夫） それでは、がんの種類とその検査をした人数ということでお答え申し上げます。

まず検診の種類は6種類ございます。胃がんの検診、これにつきましては、これは16年度実績でございますけれども、4,318人が受診しておりまして、18.7%の受診率でございます。次に、大腸がんの検診でございますけれども、受診者4,694人で20.3%でございます。次に子宮がん、受診者数が3,854人で24.1%の受診率でございます。続きまして乳がんでございますけれども、受診者数4,172人、26.9%の受診率でございます。次に、肺がんでございますけれども、1万1,287人の受診者で48.4%の受診率ということでございます。次に、前立腺がん1,595人の受診者で13.1%の受診率となっております。

以上でございます。

○委員長（木内欽市） 環境課長。

○環境課長（堀川茂博） それでは、ご質問の合併浄化槽の促進事業の方からご説明したいと思います。

委員ご指摘のように、下水道の受益外地域につきましては、当然合併浄化槽により排水を浄化しなければいけないということになっておりまして、合併浄化槽の設置促進事業につきましては、国と県の補助事業となっております。歳入の方は29ページと23ページに計上してございますけれども、本予算で198基を見込んでおります。ただ、人槽につきましては、5人槽、7人槽が非常に多くなっております。

それから、最近ちょっと10人槽の方もだんだん家が、浄化槽のこの人槽につきましては建物の面積からということになっておりますので、比較的新築のお宅が非常に大きくなってきていると。それからもう一つは、既存の転換、従来の単独から合併に持っていく浄化槽につきましても、傾向としてはどちらかといえば大きな家の人の方が転換する方が多いという傾向にあります。

次に、委託業者と許可業者と直接搬入ということになりますけれども、確かに委託の方につきましても、先ほど言いましたようにコース、あるいはごみの収集運搬する物等で単価を定めてありますけれども、実際上は随意契約でやっているというようなことで、逆転現象に

よって当然委託業者を減らし、許可業者を増やした方がいいのではないかという議論は出てきますので、それらにつきましても来年度に向けて検討したいというふうにお答えしておきます。

それから、3番目の工事請負費の関係でございますけれども、現在の焼却施設につきましては、平成4年8月に竣工してちょうど13年を経過しておりますけれども、焼却施設の耐用年数は非常に短くて15年となっております。それから、広域ごみ処理の関係もありまして、八日市場の焼却施設より旭市の方が新しいということで、昨年から本年度にかけましては延命措置を図ろうということで予算を計上してございます。委員のご指摘のとおり、その内容は炉の中のレンガ、あるいはそのレンガをつなぎ合わせるキャスト、それからケーシング等の張り替えといえますか、それらが主な工事の内容となっております。

それから、契約につきましてですけれども、確かに従来随意契約で修繕等を行ってきたわけですけれども、今回につきましても業者によりまして微妙にレンガの製造方法、あるいは積み方が違う、キャストとかがつなぎ合わせる材質が微妙に違うということで、本来であれば修繕についても当然競争入札でやった方がいいわけなんですけれども、どうしても特殊な機械といえますか、焼却施設であるということを勘案して、現在この工事につきましては工事契約に向けて進めている状況にありますけれども、やはり同じメーカーの方が安全ではないかというふうに現在事務屋としては思っております。

以上で回答になりましたでしょうか。よろしく願いいたします。

○委員長（木内欽市） 蔵佐原委員。

○委員（昂佐原滋之） 今のがんの部分については了解をいたしました。この部分、とにかく受診率を上げるということに努力なさる、これが当面の課題であろうとは思っております。どうぞご努力のほどをお願いいたします。

次に、環境課長答弁の収集運搬業者の選定の問題ですけれども、やはりごみを減らすことは財政支出の削減にもつながるわけです。それをいろいろな形で打ち出してそれがなった、それがあつた程度できたという時に、今度次の手立てとして台数を減らさなければならない。1日当たりの運搬収集量は、台数が同じであれば当然のことながら少なくなるわけですから、楽な仕事をして同じ値段をもらう、こんなうれしいことはないわけですけれども、やはり目的からすればそうではないと。そうしますと、ある一定量適正な量を収集して運搬する。そうしますと、絶対量が少なくなれば1台の走行距離が長くなるかもしれない。

そこで9台の、これ中身がちょっと不明確で、まだ説明受けていませんけれども、要する

に可燃ごみなら可燃ごみがおおむね6台だったかなと思っていますけれども、その6台を5台にする。その時に、どこの業者の分の1台を減らすということは非常に厳しかろうと思う。そうしますと、ここで取り入れられるのが入札という手立てではなかろうかと。ですから、目的ごとに1台ずつ減らせるものであればそれを減らしていく。それが今競争社会の中での事業の展開ではなかろうかと。一方では、ごみを減らすそういう手立てを一生懸命やって、集めるのは以前と同じ、その形は少なくともできるだけ早くに改めていただきたい。

それと今、許可、直接搬入このことが逆転をしたという事実、これはやはり許可業者は自分の努力によって、今までステーションに出していたごみを、営業の威力によって、では簡単に持って行ってもらおうかという形でするんでしょうから、この許可を増やす必要はないのではないか。これはいわゆる民間の営業努力によってそれが増えてくることには差し支えないだろうというふうに考えますが、その点の基本的な方針というか、それをお伺いしたいと思います。

それと、先ほど松木委員の答弁の中にありましたように、コースの変更については、いわゆる業者が同じものを運ぶということで、要するになれということも必要でしょうけれども、一方では公平ということも考えなければいけませんから、ある一定期間の中でコースの組み替え、変更、これはもちろん今度台数が減るとすれば当然のことながら変更がなされる。それが順繰りに回っていくということになろうかと思えます。いずれにしても、来年度に向けての基本的な問題点を改めてお答えしていただきたいと思えます。

○委員長（木内欽市） 環境課長。

○環境課長（堀川茂博） 委託契約につきましては、来年度に向けましてできる限り入札の方向で、当時委託をお願いした時点では業者の名前、飯岡町の業者ですけれども1社がやっております、それからだんだん直接職員がやっていたわけなんですけれども、委託の方がいいのではないかということでだんだん委託業者を増やして、現在の5社9台というふうになったわけですが、最近までは、委託業者になるには車も準備しなくてはいけないのではないかとかそういう問題までありまして、予備車まで準備した時代もありますけれども、時代は変わりまして、もう本当にやりたい人が参加できるような契約方法に変えていかなければいけないというふうに思っております。

それから、2点目の委託業者を減らしても許可業者を増やす必要はないのではないかとということでございますけれども、これは許可業者を、私どもといたしましては土曜日にも行政サービスするようになって、直接搬入も非常に増えているというふうに思っているわけですが

れども、やはり許可業者の皆さんも当然努力をなさって、一方では決められた曜日、あるいは時間にごみを搬出するのが面倒くさいという方が、お金をちょっと多く払ってもいいから許可業者をお願いしてしまおうという考えもありまして、それらを勘案しますと、方向性としては、委託業者を1台減らせば、反対に許可業者の方を1台増やす方がつじつまを合わせやすいのではないかというふうに思っておりますので、また行政サービスの方も、ある意味では処理は当クリーンセンターでやっているわけですので、その辺の考えで、片方を減らせば、許可業者の方もやはりやりたいという方が非常にいらっしゃるようですので、その辺の均衡を図りながら進めたいというふうに思っております。

それから、コースの変更なんですけれども、これは委員おっしゃるとおり、やはり微妙に距離、あるいはステーションの数によって不公平が生じますので、その不公平さを解消させるためにコース変更を時々行うと。それから、もう一つコース変更には理由がありまして、現在はないというふうに思っておりますけれども、あまりコースになればと、委託業者がついでの仕事をしてしまう場合も過去にはあったというようなこともありまして、コースの方も変更させていただいております。

以上でよろしいでしょうか。よろしくお願いいたします。

○委員長（木内欽市） 佐藤委員。

○委員（佐藤芳民） 環境課長に申し訳ないですが、もう一つお尋ねします。

私の勉強不足かもしれませんが、以前の東総塵芥の時に、この予算書に載っている東総グリーンパーク汚泥引き抜き委託料と、それからグリーンパークガス抜き設備工事というのは、何かこういう項目は以前なかった気がするんですけれども、これは何か法律が変わったか何かで、こういうものを出さなければしょうがなくなってきたわけですか。それをちょっとお尋ねします。

○委員長（木内欽市） 環境課長。

○環境課長（堀川茂博） ちょっとすみません。先ほどの……すみません。ちょっと休憩とっていただけますか。

○委員長（木内欽市） それでは、15分間休憩いたします。

休憩 午後 2時 5分

再開 午後 2時20分

○委員長（木内欽市） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

環境課長。

○環境課長（堀川茂博） 大変失礼いたしました。東総グリーンパークのガス抜き工事につきましては16年度から実施しております。金額につきましては71万4,000円ということで、ガス抜きの管を3基設置しております。ガス抜きにつきましては、ご存じのとおり埋設した廃棄物から発生するガスを抜くための設備で、埋設地盤の上昇に伴いかさ上げしてガス抜きをしております。

それから、東総グリーンパークの汚泥の引き抜きの委託料でございますけれども、脱水機の汚泥の引き抜きを業者に13万4,400円で委託しております。

以上でございます。

○委員長（木内欽市） ほかに。

林委員。

○委員（林 一雄） 環境問題でご質問させていただきます。環境課長、お疲れのところ最後だと思いますけれども。

147ページになりますけれども、2番の環境中ダイオキシン調査事業なんですけれども、この13の委託料、それと3番の水質汚濁防止対策の13の委託料、両方同じことをお聞きいたします。この調査なんですけれども、これは場所的にどこを調査して、この調査は定期的に行うものの予算なのか、それをお聞きいたします。

○委員長（木内欽市） ただいまの林委員の質疑に対し答弁を求めます。

○環境課長（堀川茂博） それでは、頭に入っている方からお答えさせていただきたいと思えます。

これは毎年実施しております。場所につきましては、ちょっとお待ちいただきたいと思えます。年1回でございます。場所が、ダイオキシンにつきましては、大気が中央地区、水質の方が干潟大橋、それから土壌が中央児童公園というふうになっております。

それから、水質汚濁の方ですけれども、水質汚濁防止対策事業につきましては補助事業となっております、場所の方が市内6か所というふうになっております。ですから、場所については、ちょっと今手元に資料が無いんですけれども、よろしいでしょうか。すみません。

○委員長（木内欽市） ほかに質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（木内欽市） なければ、4款衛生費の質疑を終わります。

続いて10款、教育費の質疑に入ります。

浪川委員。

○委員（浪川光平） 先輩諸氏の方々にやられないうちにやっておく方がいいなというふうに思います。今までお願いやら意見やら、最後の方は要望の方も出ておりますので、そういった観点で私も少し話してみようかなと思います。私の方は1点だけで結構です。

今、国家的な問題になっておりますアスベストですか、この問題についてちょっと触れてみたいというふうに思います。この教育費の中で、予算化されているのかなというような考え方が一つ。もし予算化されているならどこかなと。私なりに委託料を探したんですけども、間違いだと思ふんですけども、特殊建物調査委託料、この中に入っているのかな、それともほかのところに入っているのかなというようなこと、これまず第1点目にお聞きしたいと思います。

それで、もしアスベスト問題で各小・中学校または公共の施設の建物、調査してあるならば、その調査結果なり今後の方向性なりお聞かせいただければ幸いだなというふうに思います。

○委員長（木内欽市） 教育庶務課長。

○庶務課長（在田 豊） それでは、お答えをさせていただきます。

この予算書の中にはアスベスト調査の委託費が全くございません。それで、現在アスベストがどういう状況にあるかということ、学校関係につきましては図面と現場とすべて調査をいたしまして、飛散状態にあるのかなのか、アスベストが使われているそういう部分があるのか、また、アスベストが使われている建材等の中で影響がある箇所があるのかなのか、その辺をすべて学校の方は調査をしております。それで、現状ではその調査費の部分でサンプリングを25か所実施しているところでございます。その予算につきましては、すべて予備費で対応をしております。

それから、その25か所につきましては、だいたい<sup>ひとつき</sup>一月半ぐらいの中でその結果が出てくるということでございまして、今その結果を待っているところでございます。それから、1か所だけは早目に調査を委託したのがございまして、それは一中の校舎と体育館を結ぶ部分なんです、そこについて調査結果は白ということで、アスベストを含んでいないという調査結果をちょうだいしております。

それで、一部壁、それから天井、そういうようなところで、飛散状態には至っていません

が剥離が一部見られるようなところがございますので、それらについては今、小・中5校という箇所が見られておりますので、ビニール等での囲い込みということを実施しております。いずれにしましても、その調査結果を待つて今後の対応を考えていきたいということでございます。

申し訳ございません。それから、ただいまは学校だけのお話をさせていただきましたが、庁舎等を含めまして公共的な建物、それらにつきましてすべて、今総務課の方が窓口でアスベスト関係の調査の方を取りまとめるということで体制を組みまして実施中でございます。

以上です。

○委員長（木内欽市） 浪川委員。

○委員（浪川光平） 分かりました。議案の審査審議と関係ないことを質問して大変申し訳ありませんでした。しかしながら、大きな問題ですので、関係ないと言いながらも教育委員会、または教育に携わる方々一丸となってこれを解決していただきたいというふうに思います。これは要望とお願いです。

以上です。

○委員長（木内欽市） ほかに質疑ございませんか。

明智委員。

○委員（明智忠直） 私も松木委員がやる前に質問させていただきます。

二・三点ちょっと聞きたいと思います。

素朴な質問でありますけれども、231ページ、今年沸きに沸いた甲子園出場、銚子商業の補助金ということで100万円計上してありますけれども、たしか昨年どこか行った時に、急遽旧旭市も補助金をいただきに来まして、その時はこの額とたしか違ったような感じもするわけですが、そうした全国大会についての助成とか補助についての基準をある程度作ってあるのかどうか、そこら辺をちょっと聞かせていただきたいと思います。

それから、242ページですか、放課後児童健全育成事業、これは昨年から始まった事業だと思いますけれども、かなり今年は予算も組んでありますし、賃金2,109万円になっておりますが、この放課後健全育成にかかわる事業内容、あるいはまたそれにかかわる職員、そしてまたどういった方向性でこれから健全育成事業をやっていくのか。ついでに、旧旭市では非常に特徴のある小・中学校のかがやきプラン、過去4年間学校長の裁量のもとに学校運営、学校経営、児童健全育成、そういったものを推し進めてきたわけでありまして。そのかがやきプランが今年は予算がなくなったと。去年の予算でもそういうことは聞かせられていたわけ

でありますけれども、ある程度効果が上がってきたもの、そしてまた実績のあるものが途中で4年くらいで、かがやきプランが放課後健全育成事業に変わるものなのかどうか、そこらの整合性といいたしめようか、いろいろな問題があろうかと思っておりますけれども、教育委員会または教育長の考え方をちょっとお聞かせいただければと思います。

それから、252ページと253ページ、青少年海外視察研修委託料220万円、この内容について視察先や人数、そこら辺を教えてくださいたいと思います。その19節の説明の欄の下の方の青少年健全育成助成金、どういうものに青少年の健全育成に使っているのかも、ちょっと内容を教えてくださいたいと思います。

以上、何点かお願いします。

○委員長（木内欽市） 教育庶務課長。

○庶務課長（在田 豊） それでは、私の方から甲子園出場の関係の補助金からご説明させていただきますが、前回、10年前に甲子園出場を銚子商業が決めた時には、85万円たしか補助金を、その時代は1市3町合計しますと85万円の補助金になっております。それで、今回それらの算出根拠といたしまして、1市3町今の新旭市の方から銚子商業へ在校生として何名通っているのか、また野球部に何名部員がいるのか、それら数字を出しまして、総体で自治体から補助金をもらっている総額が、前回もそうなんです、約300万円もらっているというのを逆算していきまして、3分の1程度が旭市から銚子商業へ通っているということで、100万円が妥当であろうというそういう数字をもちまして補助をしているところでございます。

以上です。

○委員長（木内欽市） 学校教育課長。

○学校教育課長（多田清司） それでは、放課後児童健全育成事業でございますけれども、現在7学童放課後児童クラブを設置しております。中央児童クラブ、それから干潟児童クラブ、共和児童クラブ、矢指児童クラブ、豊畑児童クラブ、富浦児童クラブ、三川児童クラブということでございます。そして、指導員でございますが、現在7施設で、7小学校で18名の指導員を設置しているところでございます。

以上。

○委員長（木内欽市） 教育長。

○教育長（米本弥栄子） それでは、かがやきプランについてお答えいたします。

かがやきプランにつきましては、当初1校100万円、二中、一中については年間で200万円

ということで各学校で大変喜ばれていたわけですが、その後財政の逼迫状態から徐々に予算が減ってまいりまして、そして現在に至ったわけですが、教育委員会としましては、委員の皆さんたちもぜひ続けてもらいたいということで、これは委員の皆さんもご承知のことと思いますけれども、私が委員長の時も議会答弁の要請がありました時にも、このようなものは続けてもらいたいというようなこともお話しした次第でございますが、とにかく財政の関係で現在の状態になったんですが、その後、その分としまして違う方向での手当をいただいておりますので、課長の方からその細かいことにつきましてお答えいたします。

○委員長（木内欽市） 学校教育課長。

○学校教育課長（多田清司） それから、先ほどかがやきプランの予算の部分につきましては、課外活動支援事業ということでこちらの方を増額させていただいております。同時に、小学校の方に英語指導補助教員の配置ということで生まれ変わったというふうにご理解いただければと思います。また、合併しましたので、今後はかがやきプランをさらに発展さまして新しいプランを策定中でございますので、よろしくご理解いただければと思います。

以上でございます。

○委員長（木内欽市） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（神原房雄） それでは、3点についてお答えいたします。

初めに、全国大会の補助金の助成ということでございますが、従来学校の子どもたちについては全国大会への助成ということでございましたけれども、一般、それからクラブの関係での全国大会に対する助成というのはございませんでしたけれども、17年から新しく助成をしております。

対象でございますけれども、市内に在住する個人またはスポーツ団体ということでございます。対象の大会につきましては、地区大会及び県大会の予選を通過して国の指定する全国大会に出場するものということになっております。助成の額でございますが、交通費の2分の1ということで出しております。個人出場については最高1万5,000円、団体出場については5万円を限度とするということで17年から実施しております。

それから、青少年の海外視察研修でございますが、これは旧海上町で実施していたものを新しく旭市という部分の中で実施するものでございまして、今年につきましてはカナダ・バンクーバーの方へ行っております。人数につきましては10名、随行1名の11名ということになっております。

もう1点、青少年健全育成助成金でございますが、その内容でございます。旧海上地区の

花いっぱい運動という部分と、それから干潟地区の青少年ボランティア事業という部分で助成をしております。

以上でございます。

○委員長（木内欽市） 明智委員。

○委員（明智忠直） かがやきプランについて、学童保育、放課後児童健全育成とちょっと認識が違って質問内容が違いましたけれども、昨年からたしか週末児童支援対策事業というのがありまして、課外活動とかそういうものとマッチして、いろいろな部分での予算をそっちの方へ回すというような部分は確かに聞いたんですけれども、今、学校教育課長から小・中学校かがやきプラン、教育長から聞きまして、ぜひひとつこれからの予算の中で復活要求といたしましょうか、かがやきプラン、学校長なんかはかなり交渉で予算を計上してもらいたいなどというような要望もありますので、ひとつぜひお願いしたいと思います。

それから、海外派遣の海上町の部分でやっているということですが、旧旭市でも農業と商業の海外派遣交互に今までやってきたわけですので、それらも含めて、これから新しいそういった海外へ目を向けた青少年のリーダーを作っていけるような事業を展開していただけたらと、そんなように思います。要望でありますので、ひとつそういうような状況でこれからもやっていってもらいたいと思います。よろしくお願いします。

○委員（江波戸邦夫） 三・四点お尋ねしたいんですが、まず教育関係の学校の管理費の関係でございますけれども、私忘れたんですが、小学校がちょっと何校か、中学校が多分5校だと思んですが、それらの管理費の予算の要求といたしますか、そういうものについてはある程度の各節まで枠をはめてしまって、それで要求していくものか。あるいは一時期はやりましたように、各学校の学級数、生徒数、そういうものを勘案して、たまたま旭の中央小だったら金額はあるいはまた1,000万円なら1,000万円、それを各節に校長先生なりの裁量で上限を決めておいて、事業費は幾ら使いたい、何は幾ら使いたいということで、各学校の裁量に任せるような予算の要求というのがあるんですよね。ここの新しい市は、この予算というのは、ある程度学校のそういう裁量に任せた予算編成であるかどうかというのが1点目。

それと2点目に、244ページだと思うんですが、一番頭に学校管理費の中に学校業務委託料、多分、違ったらごめんなさい。これは学校の用務員の賃金ではないかなというふうには推測するんです。そういうことで、小・中合計すると何校になるか分かりませんが、この用務員はそういう委託の方式、海上町でもってありますけれども、委託の方式の学校が何人、それと市の正規職員といたしますか、市の職員が恐らく行政職にいたと思うんですが、

そういう職員が何人ということが分かりましたらお願いしたいと思います。

次に270ページ、これは私どもの町の駅の展示室だと思うんです。ふれあい館、これが120万8,000円ということで計上してありますけれども、ここにボランティア、有料ボランティアといいますか、月に3,000円ぐらい支払ってそういう方に奉仕的な活動で常駐をして、多分今でも常駐していると思うんです。ところが交代でローテーションを組んで毎日ですから、なかなか後任が見つからないと、そういう悩みがあるようです。そういうことで、何か今はボランティアに参加して五・六人で組んでいると思うんですが、その後任が見つからないためにやめるにやめられないというお話も聞くんです。ですから、この辺をある程度考えていかないと、毎日毎日お客が来ますかといったら、お客は3日にも5日にも来たことがないよというような状態で、中に入って書を見たり絵を見たり、そういう方がほとんどないようです。ですから、この辺のこれを、この間旭市の銀座通りで何かそういう会がありまして私行きましたら、その場合は何日から何日までは私どもが場所をお借りしますと。しかし、日中の管理運営については主催する方が交代で行くというような方式をとっているように聞きました。ですから、この辺もそろそろボランティアということでやっていっていいものかどうか、それを考える必要があるのではないかと思います。

それと、学校の給食の関係ですが、これは歳入になりますけれども、過年度分として13万7,000円というのが計上してあります。これは歳入ですけれども、決算の分科会長の報告で、何か海上町、飯岡町の学校給食組合で滞納をしているのが300万円あるというふうに私頭の中に入っているんです。ですから、これは数字が恐らく相当増えてくるのではないかと思います。これらの処理というのは、税の場合ですと時効が成立して落としてしまいますけれども、このほかにも塵芥組合にも何かそんな歳入でありましたよね。こういうものの処理というのは何年でどうなのかですね。どういうふうに、不納欠損にしまって最後はどうしても取れない……取れないというのはおかしいけれども、納まらないのは落としていかなざるを得ないと思うんです。飯岡町、海上町で300万円というふうに私記憶があるんですね。その数字が正しいかどうか、あるいはこれをずっと引っ張ってどのぐらい引っ張っていいのかどうか、その点をお伺いしたいと思います。

以上です。

○委員長（木内欽市） 教育庶務課長。

○庶務課長（在田 豊） それでは、まず初めに予算配分の方の関係でございまして、学校管理費につきましては、どちらかといいますと事務局が予算執行する部分が多いわけで

して、小学校、中学校ともに教育振興費の方のもろもろの細かい学校で支出をしていく、それらの部分が主になろうかと思いますが、児童数等を基に配分を各学校ごとにやっておりますので、どちらかといいますと総額配分的な形の予算の見積もりになっております。

それから、用務員の関係でございますけれども、小・中全部で22名用務員いらっしゃいますが、我々職員の身分として、常勤でおります用務員が小学校で6名おります。それで、パートの臨時で雇い上げている用務員が小学校で2名、中学校で2名、それから業務委託をしております用務員が小学校で8名、中学校で4名、合計で22名ということでございます。

○委員長（木内欽市） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（神原房雄） それでは、207ページのふれあい館ということで、これは海上駅舎のギャラリーのことだと思いますが、今、委員がおっしゃったとおり6名のボランティアという中で実施しているというふうに聞いております。予算的にもこの委託料にございまして、施設維持管理委託料6万円掛ける12という部分の中での措置だということでございますが、確かにあまり使われていないという部分もあるようですので、今、行政改革の検討会を実施しておりますので、その中でこういった形での管理がいいのか検討したいと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長（木内欽市） 学校教育課長。

○学校教育課長（多田清司） それでは給食費の関係で、先ほど歳入ということで13万7,000円ということでございましたが、これは平成16年度以前の納入の見込額でございます。それで、ご指摘のとおり、300万円滞納というふうに私も聞いております。これは2年で本来は時効ということで不納決済をとということなんですけれども、税金の方の滞納と違いますので、やはり納めていないとしても、現実には学校の子どもたちは給食を食べているわけですね。ですから、そういった子どもたちに、君は給食費を納めていないからだめだというわけにもいきませんので、現在は実際に食べているんですけれども、公平性ということでこちらの方としても、できるだけ親の方には通告をいたしますけれども、その辺等ご理解いただければと思います。

○委員長（木内欽市） 江波戸委員。

○委員（江波戸邦夫） 予算の関係ですが、やはり役場の事務方が考える配分方法よりも、学校の現場にいる校長先生をはじめ先生方が1年間の学校運営をするには、本年度は楽器を多く買いたいとか、これはこうだという、いろいろな要望があると思うんです。ですからできるだけ、できるならば先ほど課長がおっしゃったように総額を配分して、あとの各節の計

上については学校の側で、その額をオーバーしない範囲で組んでくださいというようなやり方が、使い勝手がいいという言い方はおかしいけれども、学校としては助かると思うんです。

ただ、ある市によってはもう事務屋ががちんこはめてしまって、何節はこのぐらいたとか、何節はこのぐらいたと、節まで金額を入れてしまって、これでいいたろうというようなやり方をしている町や市もあるんです。ですから、できるだけ現場の先生方が使いやすいような格好でお任せするような方式がいいのではないかなと思います。

それと、ふれあい館ですが、将来考えざるを得ないということですが、私は旭市に展示場があるというのを今まで実は知らなかったんです。ある機会がありまして行きましたら、すごく私はこの海上町のふれあい館のことが頭にありましたから、いや、これは大変だなと思ったら、借りる際に借りる方が、その期間は何時にあって何時に閉めてというその管理は、その方たちの責任においてやるということであったもので、なるほどなど。そして海上町の方の駅のあそこもお客が全然こないのに、毎日毎日火曜日が休みですか。奥さん方が何も用事がないそうですよ。じっと座ってあそこにただひたすら待っているだけだそうですから、やはりそういう形に変えていった方が効率的ではないかななど。やめろということではありませんから、そういう形も一つの方法だかなと思います。

それと給食費の関係、これは当然子どもたちは毎日来ているんですから、あなたはまだ払っていないからだめだよというわけにいきません。ただ、お金が入ってこない。入ってこなければ当然予算上は処理としては過年度の未納金ということで、現年、過年でいきますから、出てきますから、これらについては当然いつの時点かでこれを落とさないとまずいでしょうから、やはりそういうのはもうお願いをして、なおかつ期限が来た場合は、2年ですか、落としていかなければならないなど。

ちょっと心配なことは、公の機関がやっているそういう負担金なり使用料なり、そういうものについて、私どもがびっくりするような二・三か月前に判例が出ましたね。給食費は2年というのは私分かりませんが、そういうことで各自治体が相当悩んでいるということで、水道料金は今まで5年で取っていたのが、市が負けてしまって2年になってしまったということで、何か相当ほかの使用料だとかこちらがいただくものについては、今までの観念では対抗できないのではないかなということでもありますから、塵芥組合にもありますね、過年度分が。それらをもう1回確認をして、こちらが言っている、根拠にしているものが正しいかどうか、何か各町でどうしようかということで相当困っているという話も聞いておりま

すので、もう一度その辺を確認をして。取れないものをずっととっていたらとんでもないことになりますからね。それらを参考に申し上げておきます。よろしく申し上げます。

○委員長（木内欽市） 松木委員。

○委員（松木源太郎） では10款について、皆さん方だいぶご質問いただきまして、私ども少なくなつて助かりました。

233ページのところからいきます。

これは額は少ないですが、平成17年度の予算の概要にも出ている事業です。適応指導教室指導員配置事業、旭市が独自にいろいろやっていただいて大変成果もいろいろ上がっているんですが、これは少しこの教室に来る方が増えればいいということではなくて、やはり人的な配置もちょっと増やして、今、週5日間授業があるわけですから、その週5日間すべて通えるような形にしてもらいたいと思うんです。ここまで何年か実績を作ってきて、大変教室に戻っている方も出てきたりということで、私は成果が上がっていると思うんです。ですから、これを少し来年度に向けて充実をしていただきたいと思うんですけれども、それについての今の教育委員会のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

次に、234ページのところに教育情報センターです。今回、協議会から市の直営のセンターになったわけです。それで、時代の要請で最近では中身もだいぶ変わってきていると思うんですが、職員は2名、賃金職員がいらっしゃるという形ですが、17年度合併して同じような仕事をやっているわけですけれども、この機会を新たにして、各学校やそれから情報提供している所との連携で、市の中核的なこの情報関係の施設に少し変えていくような中身にならないのかなと。

ホームページなんかも見るんですけれども、市の組織になったのに、市のホームページには入っていないんですね。ですから、リンクのところに入れていると思うんですけれども、私はそこは見たことないんですけれどもね。やはり、ここは今までの実績がかなり積まれて、電子的なものだけではなくて、映像的なものはフィルムから何から全部蓄積されているわけですから、ここをもう少し中核的な組織に変えるようなことが必要だと思うんですけれども、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

次に、小学校費です。今お話もありましたところで、まず小学校費の委託料関係は小学校修繕事業ですね。230から240ページにかけての工事請負費のこの計画を、概略でいいですから、すべてでなくていいですから、大まかなところをご報告いただきたいと思います。

それから241ページです。小学校の要保護、準要保護、これは決算の時に旧旭市の決算で、

だいぶ最近は増えているようなので、平成17年度は合併して何人ぐらいの方を今対象にしているかという、人数がどの程度1市3町の16年度から増えるかということでもよろしくお願ひします。

それから242ページ、補助教員配置事業ですが、私の記憶では旧旭市と海上町において、独自やまたいろいろな補助的な事業を受けてやっていたと思うんですけども、補助教員の1市3町合併した配置状況をお聞かせいただきたいと思います。

同じ242ページの放課後児童健全育成事業、他の委員が質疑しましたから私はそれにかかわらない部分で2点ほどお聞きしたいと思います。

従前から、ご存じのように10人にならないと補助事業にならないということでいろいろな問題があるわけです。私どもの同僚の嶋田議員が、当初6人だったのが今は三川小学校で年度を越えて18人もいるということで、大変走り出しは補助対象ではありませんでしたけれども、現在では補助対象になっているということだそうです。大変そういう面では前進したなと思うんです。現在、きのうの新聞にも出ていますけれども、全国的にこの学童保育というのは増えているわけですね。物すごい勢いで増えています。これはそういう需要が、子育て支援という問題もありますし、国も力を入れなければということで総務省辺りも増やしているということで、厚生労働省に予算的な配分をしているんでしょうけれども。

そこで、出だしの基準を10から始めるというのをやはり少し検討して、最初の走り出しは独自財源で少しやるということ、こういうことに変えなければいけないのではないかと。それからもう一つは、旧海上町でも嚶鳴小学校で一部保育所との契約で始まったようですね、変則的に。教育委員会は知らないかどうか分かりませんが、これは事実なんです。これはどういう形なのか、同じような形で何人かいれば、来年度から10人にならなくても始めていく。また、考え方によっては、例えば海上支所の管内で、全体で10人いれば一つの所で3校分をやると。これは千葉県内でも下校時に車で集めてやっていくということがやられている自治体もあるわけです。

それからもう一つは、一方では厚生労働省は、40人以上は多過ぎるよという指導が来ているわけです。具体的には中央小学校は50人を超えてやっているという。そうすると、分散しろとは言いませんけれども、指導員を増やしてくれていますからそれなりの対応はしていると思うんですけども、そういう問題も出ているということなので、そのところの特に旧海上町の変則的なものについてご存じだと思うんですけども、これを正規なものにしたいと聞きたいと思ひますけれども、お考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

次に246ページ、中学校の建設事業の予算的なことについて聞きます。契約その他のことについては第38号で聞きます。

まずこの事業が、総体として15億円前後で今回落札されて契約されるわけですが、建物は15億円ですけれども、これに付随してどのぐらい設備が、それに伴うのが今考えられているのか。17年、18年の事業年度で今年が約7億円、来年が債務負担行為ですと約10億円、全部で債務負担行為が17億円になっているわけです。今回工事費が15億円前後だったんですから、あと残りの2億円というのが中の備品やその他のものなのかということです。今回の15億円というのは、外構も含めて全部だと思わないので、そこら辺も確認しておきたいと思います。

それから、予算的なところにこの246ページのところの積立金取り崩しの支出がまるっきりないんですが、平成16年度の旧海上町の学校建設基金の残高は約3億円あります。これはいつ取り崩して使うんですか、その予算的なあれです。

それから、財政課が来れば聞こうと思ったんですけれども、本会議で海上中学校の建て替え債については、合併特例債を使うということだそうでありましてけれども、それはそうなのですか。それから、補助については2分の1と3分の1の部分があるというので、そこら辺のところも教えていただきたいと思います。

それで、平成18年度中に建設が終わって、そうするとこの中学の移転というのは、今度はグラウンドその他の問題もありますけれども、市では全体として海上中学校が、今のところから全部使えるように移るまでに総体として幾らかかるという計画でもって今動いているのか、このところをお聞かせいただきたいと思います。

次に、247ページのところには中学校の要保護、準要保護があります。これは小学校と同じに最近増えてきているようなので、全体の人数などをお教えいただきたいと思います。

248ページのところには、中学校の補助教員の問題があります。補助教員の問題については現在何人かということです。そこで、小学校、中学校の補助教員というのはこれはチーム・ティーチングを中心とした補助教員の方を、市独自ないしは一定の補助金で動かしているわけですが、教育委員会に先日本会議でちょっと聞いた市内の学校の各クラスの人員をいただきましてありがとうございます。この中で確認しておきたいんですが、県の少人数学級の基準は現在どうなっていますか。クラス数が多い所というのから、平成17年度からその学校の規模が取っ払われたわけですね。ですから、県内の小学校の私が話で聞いているところでは、3年生までは38人以上はクラスを分けるといふうになったと思うんです。ところが富浦小学校の1年生は38人のクラスがあるようです。5月1日というのがちょうど

基準日なんですけれども、これについては県から何かご指導なりそういう人的な配置がないのですかという。

それから、私は少人数教育もしかりですけれども、学級の問題は大変大事だと思っているんですけれども、中学校に行くと39とか38とかありますが、40になっていませんからクラス分割は必要ないと思うんですけれども、こういう所にも現在の今の中学校の補助教員、学科によってちょっと違うんでしょうけれども、そういうものでもって基礎・基本をきちっと身に付けていただくような少人数教育の計画は、17年度行われるのか、それとも来年度からお考えいただけるのかということについて、お聞かせいただきたいと思います。

次に、257ページになります。県立海上キャンプ場維持管理費が810万8,000円出ています。聞くとところによりますと、千葉県は県立海上キャンプ場にある所の体育館とキャンプ場の施設を、指定管理者制度によって旭市に管理をお任せしたいということ、この定例県議会に出しているようです。それについて旭市はどういう対応をしてきたのか。恐らくこの810万8,000円というのは県からいただいている中で、賃金職員を雇ったりしてやっているんだと思うんですけれども、その中身についてお聞かせいただきたいと思います。

次に、262ページになります。図書館費です。

図書館費については、だいたい毎年、263ページにありますように、ここ何年かは旭市立図書館につきましては図書購入費600万円から700万円の間を推移してきたわけです。合併を機会に、旧3町の公民館の図書室を充実して、ネットワークの出先という形のものを考えられないか。3町には図書室があります。図書の充実度は違っていると思うんですけれども、そういう所にまず検索の出先の端末を持っていくということ、それから、そこにも標準的な蔵書を置くということ、こういう面から見て、来年度は600万円ではなくて、かなりの金額でもって図書購入を増やしていただきたいと思いますけれども、ネットワークと図書購入の問題についてのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

次に、263ページです。これは現状を聞きたいんですけれども、図書館情報サービス提供業務、これはレファレンス数とか、それからアクセス数とか活動の状況をお聞かせいただきたい。予算的な基礎も聞きたいですけれども、よろしくお願いします。

次に271ページ、ここに飯岡歴史民俗資料館の活動費というのがあります。16年度までここには人がいなかったというふうに聞いておりますけれども、今回17年度から賃金が213万円出ておりますけれども、ここは人をここに常駐させて開館をしていくということなんでしょうか。

それから、次のいいおかユートピアセンター関係の事業番号2番の管理費ですけれども、1,754万円ですが、何かユートピアセンターは冷暖房が壊れているということですから、17年度中に修理をするという予算が盛られているのでしょうか。

それから281ページにいきます。学校給食センターです。

281ページからは学校給食センターの第一学校給食センター、旧旭市については配送料が委託です。それから、第二、第三は配送についてはどうなっているかだけ確認しておきたいと思います。第二センターについては、建て替え計画を考えなければという時期に来ているようですけれども、そこら辺の教育委員会のお考えもお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

○委員長（木内欽市） ただいまの松木委員の質疑に対し答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（多田清司） それでは、まず適応指導教員、234ページの件でございますが、週3日を週5日ということでございますけれども、現在もそれにつきましては、来年度できる範囲で週5日の方の実施に私どもの方も考えていきたいなというふうに考えております。ただ、一つ問題は、あまりにもフレンドあさひが子どもたちにとって居心地よくなりますと、逆に学校に帰れなくなってしまうという問題もございますけれども、できるだけ5日間で考えていきたいなというふうに思っております。

それから、232ページの教育情報センターの件でございますが、教育情報センターにつきましては、今まではキャッチフレーズが、電話が来れば30分で届けるということでキャッチフレーズをやっていたんですけれども、これは教材の機器のサービスを中心に行っていたわけですが、今後合併を機会に、コンピュータを含めたサポートセンターというふうに、私どもの方を成長させたいなというふうに考えております。

このサポートセンターにつきましては、各学校の先生方にコンピュータに関する使い方とか、あるいは問題を解決するためにどのようにやったらいいか、あるいは授業でコンピュータをどのように使っていくかと、そういったことでサポートを中心に今後考えていく。また、成長させたいなというふうに考えているところでございます。

それから、3番目の準要保護の生徒数でございますが、県内の方ですけれども、県全体でいきますと、県全体は準要保護が小学校で当初の数が1万7,110名でございました。そして、過日全部電話をして調べさせていただきましてところ、実績は1万7,361名でございます。これが小学校の実績でございます。そして、中学校の方は、当初の数がどの市町村も合計し

ますと9,371人でございます。そして実績は9,201人でございます。これが県内の推移でございました。

それから、旭市の方ですけれども、旭市は小学校の方が当初の人数が92名でございましたけれども、10月段階の実数が106名でございます。これは小学校でございます。そして、同じく中学校の方が当初が55名でございましたが、10月の実数は62名ということで、それぞれ小・中学校とも増えているという現状でございます。

242ページの小学校教員補助員配置事業でございますが、これにつきましても来年度、先ほどの少人数指導と重なる部分がございますけれども、小学校の方ですけれども、先ほどの部分と重なる部分がありますが、小学校においては少人数学級ですけれども、千葉県は小学校1、2年生におきまして、それから中学1年生におきましては38人以下で編制するという弾力的なものを設けて今現在実施しているところでございます。ですから、先ほどご指摘がございました富浦小学校ですけれども、これにつきましては38人ですので1学級のままということでございます。ただし、これにつきましては県の方から1人、多人数指導教員ということで配置されております。多人数になります。18年度につきましては、市内の学校の状況を見まして、県とまたそういうのも勘案しまして配置したいなというふうに考えております。

それから、学童について10人以下は開設していないということでございますけれども、現在できる範囲で、先週も琴田小学校の方も見に行かせていただきました。そして、あす発送で各1年生、2年生及び新1年生の保護者にアンケートをとって実施したいなというふうに思っております。

それから、海上町の方で嚶鳴幼稚園の方で始まっているということでございますけれども、海上町の方は鶴巻小学校の子どもたちが、やはり鶴巻保育園でやっております、それから嚶鳴地区が嚶鳴保育園ということでスタートしているわけでございますが、これは保育所地域活動低学児童受け入れ事業ということでスタートしているんだそうです。これにつきましては17年度で一般財源化ということで県の補助金が廃止されるというふうに聞いておりますので、我々もできるだけ嚶鳴小学校の方に学童の方を設置したいなというふうに考えておりますけれども、前にも本議会でお話ししましたとおり、場所的な問題でそのところをクリアしたいなというふうに考えております。できれば前向きに進めたいと思っております。

それから、給食関係につきましてですが、第二、第三につきましては自前で配送している。

以上でございます。

○委員長（木内欽市） 教育庶務課長。

○庶務課長（在田 豊） それでは、240ページの小学校の工事請負費の方の関係でございますが、旭中央小学校のトイレの改修、これにつきましては現在実施中でございます。それから、富浦小の屋内運動場の床の改修、これはもう終わりました。それから、矢指小の運動場の連絡通路改修、これも終了しております。それから、共和小の屋内運動場の屋根の改修事業、これも終了しております。それから豊畑小の廊下の床の改修、これも終了しております。それから、鶴巻小では体育館の渡り廊下があるんですが、その屋根を含めまして鉄骨の塗装等の工事も終了しております。それから、同じく鶴巻小学校で照明器具の取り替え等を実施、これも終了しております。

運動場改修工事ということで123万9,000円ここがございますが、これは植木の移設ということで時期を選ぶものですから、これから実施をさせていただくという内容でございます。

それから、海上中学校の方の建設関係でございますけれども、まず総体的に予算が17億3,500万円ほど予定しておりましたが、今回本体工事の部分が第38号の議案として提出させていただいておりますが、15億3,300万円、残り約2億円ございますけれども、21日の日に運動場の工事の発注、入札を予定しております。これらをすべて実施した後に、現在私どもが概略つかんでおります中では、約8,000万円から9,000万円程度予算が執行残として現状では残るだろうという予定をしております。

それで、先ほど委員の方から備品関係につきましてお話がございましたが、備え付け等の備品、それらについては今回の本体工事の中にすべて含まれております。それで、生徒の机ですとか職員の机、それから、あとは事務機器等、これらにつきましては現在のものをすべて新しい学校の方へ移動するというところでございますので、今現在、新たに執行残によって備品をそろえるというものは現在は計画しておりません。

それで、外構の部分でございますけれども、外構もすべて今回の本体工事に含めてございますので、付随してくる事業がこれから出てこないという、そういう予定をしております。

それから、これは財政の方からご答弁申し上げればよろしいんでしょうが、積立基金に3億円、それから合併特例債の方の関係ですけれども、取り崩しにつきましては、これは年度末か、もしくはその財政的な総体的なものを含めまして、その次の年になるのか、これは定かではございません。

それから、起債の関係でございますけれども、これは基本的には合併特例債を3億8,000万円予定したいということですが、当然事業費が今回変わってきていますので、これらもまだ起債の決定がなされませんので、はっきりした額はこれからなるかと思いますが、基

本的には合併特例債を使うと。それで、仮に合併特例債の方ですべて認めてもらえないというような事態が生じた場合には、通常の文教の起債をそこへ充てていこうという、そういう予定を聞いております。

それから、補助金の方の関係の2分の1、3分の1の部分ですが、この2分の1の部分につきましては、現在の海上中学校の面積に対して補助金そのものが決まってくるんですが、中学校の施設の基準にまだ達していない部分の面積が、パーセントでいきますと延べ床面積の約十二・三%あります。それで、補助金との比較になります、2分の1部分での補助金で申し上げますと、約3億1,000万円の補助金の16%ほどが2分の1に該当する部分、それから危険もしくは不適合、そういう3分の1の補助金に該当する部分が残りの83%ほどになるかと思えます。

それから、中学校の移転に伴ってそれに要する費用は出てくるのかというお話でございますが、先ほど申し上げましたように、生徒の机ですとか、そういう備品関係を移動しなければなりませんので、それらに対します運搬経費的なものは当然出てこようかと思えますが、まだこれらは不確定でございます。

以上でございます。

○委員長（木内欽市） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（神原房雄） それでは、ご質問6点についてお答えいたします。

最初の1点目ですが257ページになりますが、海上キャンプ場の指定管理者についてという部分でございますが、はっきり言って現在検討中でございます。検討中といいますのは、確かに県の方から海上キャンプ場については指定管理者にしますよと。これは海上キャンプ場は県の方からはっきり来ていますが、海上キャンプ場にかかわらず干潟の陸上競技場、それから東総文化会館等についても指定管理者というふうに話を聞いております。その中で、海上キャンプ場という話でございますので、県の方から直接こちらへまいりまして、海上のキャンプ場を引き続きという部分でお願いしたいと。

しかし、今法律の改正の中で指定管理者制度を県は行革の中でとりますよということで、旭市が指定管理者として受けてもらいたいという話がありました。これにつきましては県の課長からそういう話がありましたが、よく上司と相談した中で決定したいと、今の段階では答えは出せないという話をしてございます。というのは、旭市の方も現在行政改革の中でいろいろ施設についてもどういうふうに管理していくかという検討をしております。その時に、県の施設でありますものを指定管理者としてどうだという部分については、今即答はで

きないというふうに答えてございます。これについては助役とも協議しておりまして、県の方と詰めていきたいというふうに今のところ考えております。

それから、262ページの図書の問題でございます。合併しましたので、当然図書のネットワーク化も考えていかなければならないのではないかと。旧3町とのネットワーク化というお話でございます。当然旭市の図書館は一つしかございませんが、各公民館、それに付随する施設には図書室がございまして。当然将来的にはネットワーク化という部分も考えていきます。それと同時に、各学校にもかなりの図書はございまして。ですから、学校とのネットワーク化を先にするのか、こちらを先にするのか、今後検討する課題でございまして、学校にも旭市の図書館と同様の、トータル的には10万冊以上20校の中にあると聞いておりますので、そういったものとのネットワークも当然必要になると思っております。そういった意味ではネットワークを検討するというところでございます。

それから、図書の購入ですが、現在の図書の購入につきましては、旭市が約600万円で年間4,000冊、それから海上町の公民館の部分については500冊ぐらいの100万円の予算、ユートピアセンターについては10万円、干潟町も同じようなものという部分であります。これにつきましても、図書につきましては現在図書の計画も持っておりますので、そういった中ですべての子どもたち、それから市民の方に本を読んでもらいたいということの中につきましても、この冊数についても検討していきたいというふうに思っております。ただ、旭市の図書館につきましては、収納可能冊数7,000冊ということで、もういっぱい状態でありますので、それも含めましてどういった形で本を増やしていくかという部分を、これから検討したいというふうに思っております。

それから、263ページの情報サービスの状況、効果ということでございますが、この情報サービスにつきましては、蔵書検索システム、それと本の予約ができると。家庭からコンピュータ、パソコンによってインターネットを通じて本の検索、本の予約ができるというサービスでございまして。実績はどうだという部分でございまして、16年の3月に完了しまして、現在のところ約1万3,000件に上る検索のアクセスがございまして。予約の件数も導入前と比較をしまして年間817件の伸びがございまして。そのうち296件につきましては、インターネットによる予約というふうになっております。かなり効果があるというふうに感じております。

それから271ページ、民俗資料館の問題でございましてが賃金の計上があると。昨年はなかったということでございまして、合併を機にやはり施設管理が必要だろうという部分の中では、臨時職員の予算計上をしたというふうに聞いておりますが、実際はユートピアの職員が

今のところ対応できているということですので、この予算については実施していないということでございます。

それから最後になりますが、ユートピアセンターの施設の冷房につきましては、確かに8月暑い時に故障をいたしまして市民の方々にご迷惑をおかけしましたが、これにつきましては予算の中で272ページの修繕料の165万3,000円でございます。この修繕料において冷房の修理、浄化スクリーンを直しました。ですので、当該年度の予算で直したというものでございます。

以上でございます。

○委員長（木内欽市） 松木委員。

○委員（松木源太郎） それでは、再質疑をさせていただきます。

海上中学校の問題についてはだいたい分かりましたけれども、財源起債関係は財政課でまた詳しく私が独自に調べてみます。

それで、1点ちょっと私聞くのを漏らしてしまったところがあるので、ちょっとこれを先にお聞きいたします。

245ページになりますが、大事なところなのでちょっと申し訳ないと思います。中学校の耐震診断があります。480万円、これはどこをやるのかということです。聞くところによりますと、干潟中学校については耐力度診断をやるかという話はちらちら聞いていますし、飯岡中学校につきましては、もう耐力度診断が終わって基本設計ができて、早く建て替えなければという話も聞いていますけれども、そこら辺の中学校の建て替え、それから旭市の第二中学校の問題、ここら辺のところはどういうふうに考えているかお聞かせいただきたいと思えます。

それから、同じ所の中学校の教室等の改修工事も、概略で結構です。あまり詳しくなくて結構ですから、どういうふうになっているかお聞かせいただきたいと思えます。

257ページの海上のキャンプ場の問題なんですけれども、特に教育委員会の所管である今お話がありましたけれども、私もそういううわさを聞いていましたけれども、東総運動場だとか東総文化会館だとか、そういう社会教育体育施設を県が自治体に移管しよう。移管するといっても、すぐはやれないから、指定管理者制度でもって金だけ出して運営を任せようというのがどんどん今県内で進んでいるわけです。これにどう対応するかというのは、この地元の自治体がこれから、私ども議員の意見も聞いてもらいたいと思うんです、教育委員会だけでとか執行部だけで考えないで。これはやはり行革とか県が財政が大変だから、手離し

てしまえばいいやという問題ではなくて、その施設がその地域、県の施設であるべきなのか市の施設であるべきなのかという議論もないまま、移管だけがされたというのは大変なことなので、特にまだ結論は出していないようですけれども、早晚この問題が起こってきて、例えば指定管理者を受けてくれなければ、体育館は更地にしてしまっ、土地が旭市だから返しますよとやられたら、地元の人たちはまだ使えるのにと問題もあるわけです。

極端に、こっちが行革でもって行革推進室長が、行革大綱の中には旭市も指定管理者制度をやるかもしれないということ答弁していたから、そういう問題とも絡んでくるので、公共施設というのはどう使うべきかということについての議論がきちっと教育委員会でやってもらいたいと思うんです。今回、三つの施設は教育委員会に直接かかわりますので、そのところをぜひお願いして、住民の役に立つ課題での結論をお願いしたいと思います。

あとはだいたい細かくご答弁いただきましたので、その点だけよろしく願いいたします。

○委員長（木内欽市） 松木委員の質疑の途中ですが10分間休憩いたします。

休憩 午後 3時36分

再開 午後 3時48分

○委員長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

松木委員の質問に対して答弁を求めます。

教育庶務課長。

○庶務課長（在田 豊） それでは、245ページになりますが、中学校の耐震診断の關係の委託料でございますけれども、480万円ございますが、これは二中の北校舎、南校舎の1次診断、それから同じく二中の体育館、これは2次診断。実はきのう入札を終わりました発注をしております。

それから、15節の工事請負費の方の關係ですが、これも二中の高架水槽の架台が壊れておりましたので改修をしてございます。それから、飯岡中学校で特別教室にガス漏れがあったということで、急遽これも実施をしております。もう既にこの二つの工事については完了しております。

それから、この耐震診断に絡みまして、飯岡中学校、干潟中学校の整備はというお話でございますが、飯岡中、干潟中ということももちろんなんです、20校すべてで同じような状

況の部分もございますので、総体的にどう進めていくのかということで若干ご答弁申し上げますと、小学校では中央小ほかの3校で1次診断を実施しております。これらの結果は、いずれも耐震基準のない時代の45年以前の建設の建物でございますので、耐震力不足という、そういう結果になっております。

それから、これから45年以前の建設で耐震診断を必要としておりますのは、滝郷小学校の西校舎、これが1校ございます。まず基準のない時代に建設をされましたこれらの校舎の整備というものを優先していくわけでございますが、ただいま申し上げておりますのは小学校でございます。順を追って中学校の方も申し上げますけれども、耐震補強を実施していく場合には、今後2次診断を加えて実施をさせていただくということでございます。

それで、中学校におきましては、先ほど申し上げましたように、二中で今校舎と体育館で診断を実施中ということでございます。そして、委員おっしゃられましたように、飯岡中学校の教室とそれから体育館、これらにつきましては耐震診断をもう既に実施しております。それから、干潟中学校の教室棟につきましても、一般質問でも答弁させていただきましたが……失礼しました。飯岡中の耐力度調査です。干潟中学校も耐力度調査をともに実施をしております、ともに基準を下回っているという、そういう状況でございます。これらもやはりすべて耐震の基準がない時代、45年以前の建物ということでございます。

したがって、小・中ともにこの45年以前の建物をどういうふうにこれから整備をしていくのかということでございますが、その際順位付けをして計画的に整備をしていくわけですが、もちろんこの耐震診断、耐力度調査の結果、これらが優先されるべき所とは思いますが、建築年数というものも中で考えていかなければなりませんので、それらを総合的に判断しながら、順位付けをさせていただくということでございます。ただし、整備に当たりましては市長が答弁申し上げましたように、耐震補強ができるのであればそれを優先して考えるんだということを基本に申しておりますので、耐震補強というものをまずは考えながら。ただし、これらは昭和30年代の前半に建設されたものもございますので、果たして耐震補強で済むのかどうか、これが今後の十分協議をしていかなければならない、そういう問題だと認識をいたしております。

以上です。

○委員長（木内欽市） 教育長。

○教育長（米本弥榮子） 海上キャンプ場についてですが、先ほど生涯学習課長からの答弁にもありましたように、ただいま助役とも協議をしているところでございますので、松木委員

のおっしゃるように、やはりもちろん住民にとっての利用価値があるかどうか、有益かどうかということを第一にして、検討していきたいと思っております。

以上です。

○委員長（木内欽市） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（木内欽市） 特にないようですので、議案第1号の質疑を終わります。

続いて議案第2号について、保険年金課長は説明をしてください。

保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） それでは、委員の皆さんにお配りしてあると思います国保高齢者数の推移等につきましてご説明申し上げます。

まず、一番上の段の表でございますけれども、70、74歳、75歳以上、合計で70歳以上というような形で表してありますけれども、これは平成14年度の10月から老人保健法が改正になりまして、それまで70歳以上が老人保健法の適用であったんですけれども、14年度の10月から、昭和7年10月1日以前に生まれた方につきましてはそのまま老人保健の適用になりますけれども、それ以降につきましては75歳から老人保健の方の適用になるということでございまして、ここに70から74歳、75歳以上というふうに書いてありますけれども、これが正式にこの数字に表れるのは平成19年度からという形になろうかと思います。

2番目の高齢者医療負担額の推移でございますけれども、今の制度の改正がございました関係で、いわゆる滞留部分、国保の方に滞留する部分が75歳まで出てくるのが一番上の段でございますけれども、その関係で医療給付費につきましては、その分年々上昇しております。反面、下の老人保健拠出金でございますけれども、そういう関係でこれは国保会計から老人保健会計の方に支出されます支払い基金の方に入る部分でございまして、その辺につきまして一番下の段にございますように、負担割合が平成14年度までは支払い基金が70%、あと公費の方が30%という形でございましたけれども、14年の10月からこの率が変わっております関係で、老人保健拠出金の方も下がっているというような状況でございます。

以上、簡単でございますが、説明といたします。

○委員長（木内欽市） 保険年金課長の説明は終わりました。

議案第2号について質疑がありましたらお願いいたします。

松木委員。

○委員（松木源太郎） 議案第2号、平成17年度、2005年度の国保特別会計のうち、まず事業

勘定部分から聞きます。

7月から3月までの間の国保の事情については、本会議でも聞いておりますから、概略のところは分かっているわけで、一部不明な点についてお聞きするだけになります。

そこで、今課長からご説明があった問題の傾向というのが一番気になっているわけですが、これ本会議でも聞きましたからその点についてはあまり詳しく聞かないつもりですけれども、一つ最近気になるところがありまして、それはご存じのように、旭市ではそういうことはないと思うんですけれども、退職被保険者、健康保険と厚生年金にずっと入っていて退職されて、厚生年金受給などをしながら、無収入の場合もありますけれども、国保に入った場合には退職になります。その退職の方が正確に加入してもらわないと、今度退職に対するお金の出る場所がご存じのように違うわけですので、これは正確に旭市の場合には退職被保険者がきちっと届け出をしているかということについて、お聞かせいただきたいと思います。

それからもう一つ、予算の説明資料のところにこういうふうに書いてあるので、ちょっとそのことについてお聞きしたいんですけれども、人件費の一般会計の振り替えによる歳出減、これは本会議でもご質疑ありました人件費分を入れていた旧町の会計と、それから一般会計で見ていたものがありますが、そこら辺のところは全体的にどのような影響がどの程度出ているかということをお聞かせいただきたいと思います。

それから歳入のところですが、326ページです。これは繰入金、一般会計のところでもって出る方で聞きましたので簡単に聞きますけれども、この繰入金は、一般財源分というのはほとんどないと思うんですけれども、ただ、繰入基準がもう決まっているもので、それに基づくものが主なんですけれども、出産についての件数だけでも明らかにしていただきたいなと思っています。

それから、328ページのところには、6月30日でもって締めた1市3町の剰余金が入っています。これはその時点での会計で繰り越すべきものを全部載せたんだと思うんですが、大変大きな金額であります。これは結局、合併後の時にどういうふうに扱うのかと、大変今度決算の時には難しくなるんだなと感じているんですけれども、この金額はだいたい1市3町別々な会計の時、どの程度のものが繰り越されたのかということをお簡単に教えていただきたいと思います。12月定例会では、これの決算もございますのでよろしく願いいたします。

次に、同じ328ページのところの人間ドックの自己負担収入です。これは合併協議会の中で負担が一番安い所に決まったわけで、今回7月から3月までの件数の予定はどうか、従来の1市3町より増えているか、お聞かせいただきたいと思います。

次に、330ページの徴税費ですけれども、これは国保の方に事務費分として徴収員1人分を入れてあるというんですけれども、これはほかの委員からもお話がありましたけれども、ここに入れるのもやむを得ないと思いますけれども、本来であればこういうのは一般会計で持つべきではないかと私は考えています。どうしてこういうところに従来から入れているかということだけ聞いておきたいと思います。

次に、療養給付費のところでも1点だけお聞きいたします。

今、事業年報その他見て、先ほどご説明いただいたものを見ているんですけれども、結局どういう傾向があるかという、被保険者がどんどん増えていくわけですね。その一方で老健の方はどんどん減っていく。これによって、結局療養費がすごくアップしているのではないかと、このことが心配なわけですけれども、これについてはどのようにこの予算を組む時にお考えになったか、お聞かせいただきたいと思います。

○委員長（木内欽市） 答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） まず1点目の退職被保険者の方からの届け出の件でございますけれども、これは強制的に適用しているということでございます。

あとちょっと質問の順番が飛びますけれども、出産の方の関係でございますけれども、これは件数としましては、出産育児一時金、繰入金でございますけれども、220件を予定しているものでございます。

あと職員人件費でございますけれども、これは旧海上町の関係でございますけれども、国保会計で見えてありました人件費の中で、4月から6月分までに支出しました額を差し引きしました金額2,061万6,000円を一般会計の方に振り替えたというものでございます。

あと、すみませんがちょっと時間をください。

○委員長（木内欽市） ほかに質疑はございませんか。

江波戸委員。

○委員（江波戸邦夫） 2点ほどお尋ねしたいんですが、330ページの19節の国保団体連合会負担金、これは国保団体連合会への負担金だと思うんです。それと329ページの13節の委託料ですね。776万1,000円というのは、恐らくこれ国保団体連合会でレセプトの点検業務をそこへ委託してあって、その団体へ払っているのではないかなというふうに私は思うんですが、問題は、今、市町村を本家にしてこういう団体がたくさんありますけれども、その団体というのはこのような厳しい注文がないわけですね。恐らくこの国保団体のここにはプロパーの

職員がいると思うんですが、この方たちの給料は株主である市町村の方の給料より多分いいと思いますよ。

というのは、目が届かないからどうしてもそういうところというのは、どんどん3短なり6短なりして上げていくのではないんですか。恐らく多分これいいと思います。ですから、ただの負担金だから、旭市は国保の加入人員が何人だから三百何万円納めろよというのが、恐らく向こうの理事会や何かで決められて、ぼんぼんおりにくると思うんですが、やはりこの辺もある程度メスを入れて、どの機関で入れるかは別にして入れておかないと、案外こういう団体というのはそういう例があるんですよ。たくさん恐らく市としてはいろいろな団体に加入しているんでしょう。ですから、その辺もどういう機関がメスを入れるかは別にして、やはり考えていかないと、相当大きなロスができてくるのではないかと思いますので、これは別に回答いりませんけれども、やはり負担金というのは向こうから来たら、きちっとしたものを検討しながら出すような習慣を付けていかないと、本家が参ってしまうのではないかなというふうに思います。

それと、335ページに老人保健拠出金というのがあります。10億円余り出していますけれども、まさにこれが国保会計なり社保会計のこれからの大きな問題がここに凝縮されているわけですね。ですから、これは一つのルールによって負担すべきものだということでルールがあると思うんですけれども、私も実はこちらの方にお世話になっているんですけれども、この辺を行政の中でお年寄りができるだけ病気になるような、予防的なものをある程度力を入れていかないと、老人保健というのは非常にもうウナギ登りに上がっていますから、恐らく保険料を値上げするとか医療費の点数を下げるとか、それ以外にはバランスとりようがないですから、恐らくこのままでいったら国民皆保険の制度そのものが、老人保健の拠出金で崩れていくのではないかというようなことすら言われておりますので、ぜひですね。

二・三日前のテレビで、諏訪中央病院の鎌田實先生というのが出ておまして、もうお年寄りをできるだけ病気にさせないような、予防的なことを各自治体に取り込んでいかないと、ただ病気になった、診察だということで足りない分、拠出金をどんどん出していったら、恐らく社保も国保も、この拠出金のこれからの上昇が、制度そのものを崩壊させるのではないかということを言われておりますので、ぜひそういう予防的な、ピンピンしてころっといくような、ころっといくというのはまずいけれども、ピンピンしているようなことを、やはりある程度重点的に国保の方なりの提案で、事業を展開していかなければならないのではないかなと思っていますので、ぜひそういうことも考えていただきたいなど。答弁いりませんけ

れども、お願いしたいと思います。

○委員長（木内欽市） ほかに質疑はございませんか。

保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） 先ほどの歳計剰余金の関係ですけれども、1市3町のいわゆる4-6決算の剰余金をそのまま載せてあります。

あと徴税の徴収の関係でございますけれども、徴収事務費の関係で市税徴収補助員1名を国保会計に載せておりますけれども、これは補助対象になるということで、一般会計ではなくて国保会計に載せてあるということでございます。

○委員長（木内欽市） ほかに質疑はございませんか。

松木委員。

○委員（松木源太郎） そうすると、徴収員は国保の補助対象になっているわけね。だから、国保に載せておくと、そういうご回答ですか。例えば、国保の補助金というのは幾つかございますよね。毎年若干変わりますけれども、ここにこれは本年の6月に旧旭市からもらったんですが、国保補助金で、この中には療養給付費等の負担の補助金、事務費負担金、調整交付金、特別調整交付金、基盤安定、それから国民健康保険特別対策補助金、こういうのがあって、それから県の補助金がある。この中に、結局この徴収員を国保会計で持てばある程度来るといふのがあるんでしょうか。

それから、療養給付費の状態ですけれども、この課長がお作りいただいた14年度からの70歳以上75歳未満の方の滞留の問題ですが、老健の時も私聞きますけれども、この問題による医療費のアップというのはどこで保障してくれているんでしょうか。国の補助金その他で、そこをちょっとお聞きしたいと思います。

それから、同じ会計ですからちょっと施設勘定も1点だけ質問させてください。

施設勘定について、年間利用者数がだいたいどのくらいかと。歳入が4,400万円余であります。基金が今1,000万円持っているようでありましてけれども、このところは黒字ですけれども、この事業というのは赤字になった場合には一般会計から補てんして、事業を当然続けていくと思うんですけれども、その点もご回答いただきたいと思います。

○委員長（木内欽市） ただいまの松木委員の質疑に対し答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） それでは、先ほどの徴収事務費の方の関係の補助費の関係でございますけれども、どこの補助金に入るかということでございますけれども、調整交付金の

中の特別調整交付金の方で入っております。

あと続きまして、医療費が先ほどの冒頭説明した資料の中で年々増えていくと。それに対して、国の方の補助金あるいはこれはどういうふうに手当てされているのかということでございますけれども、療養給付費につきましては国の療養給付費負担金、これの40%というような形と、あとは調整交付金というのがございまして、一応率としましては10%となっているんですけれども、例年その中で6%とか、そういうような形で収入されております。

それと、あと施設勘定の方でございまして、今現在、16年度までの患者数でございますけれども、平成15年度が7,119人、平成16年度で8,187人という形で、今現在8,187人の患者が来ております。その中で、財調が700万円強持っております。今現在赤字になっておりませんが、これから例えば経営が赤字になった場合どうするかということでございますけれども、一応この施設勘定につきましては独立採算というような形で、企業会計はとっておりませんが、一応企業会計感覚というか、そういうふうな形で進められると思います。水道会計も同じですけれども、最終的にこれが赤字になった場合につきましては、一般会計等から繰り入れしていただかなければいけないというふうには考えております。

以上でございます。

○委員長（木内欽市） 松木委員。

○委員（松木源太郎） 施設勘定については、そういうお考えでもって対応していただきたいと思っております。

事業勘定についてのところでもう1点、3回目の質問、最後になりますけれどもお聞きしておきたいんですけれども、税の徴収につきましては、そういう特別調整交付金の中に国保会計にそういうふうに入れておけば来るということで、それはそれで入っているんでしょうというふうに言いません。

ところで、7月1日の合併で、私はいつも保険証の資格証明書や短期保険証の給付について、一度は配るべきだということをずっと言っておりました。これは長い歴史があって、それこそ20年近く前は保険証というのは毎年ではなくて2年に一遍の更新だったのが1年に一遍になり、それからカードになり、短期保険証になり、資格証明書になりというので、それこそ国民健康保険は最後の国民のよりどころの保険制度なのに、そういう改悪がどんどんされてきた。これは地方自治体、市町村の国保会計が大変だと、県でやったらなお大変だと、保険料が上がるだろうという、そういう議論も今されているわけです。

そこで、皆さん方は7月1日に旭市国民健康保険税滞納者に対する措置取扱要綱というの

を決めましたよね。1市3町の中では、旭市、海上町、干潟町が作ってありましたけれども、飯岡町にはこの要綱はなかったんですよね。これは合併協議会でも議題にはならなかったA、B、CでいけばCクラス、行政から見ればCクラスでしょうけれども、住民にとってはAクラスのあれで、国民健康保険法に基づいて滞納者に対する処理がされたと。法律でもって定まる前から旭市では作っていたわけですけども。この中で、今、資格証とかそういうものは老健の方々には取り上げないとか、返納させないということになっていますけれども、実際に老健の方についてはそういう形でもって、資格証明書に変えたり短期に変えたりということはありませんよね。その点だけを確認しておきたいと思います。

○委員長（木内欽市） 保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） 老人保健受給者につきましては、短期あるいは資格は出しておりません。普通の保険証を発行しております。

○委員長（木内欽市） 明智委員。

○委員（明智忠直） 確認のために一つだけ、歳入について国保税の税の問題、合併協議会で各旧市町でばらつきがあるわけでありまして、予定どおり、徴税方針どおり2年ですか、均一化、統一化するというような部分でこれから予算組みがされるわけですから、そのところをお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（木内欽市） ただいまの明智委員の質問に対する答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） 今の明智委員のご質問でございますけれども、合併協議会の中でも、一応平成17年度中に、17年度につきましては不均一と、18年度から均一というような形で今なっておりますので、その方向で事務を進めていく所存でございます。

あと、先ほどの松木委員の質問の中で、老人保健適用者に対する資格証、あるいは短期証の発行はないのかというようなご質問に対して私の方の回答でございましたけれども、あくまでも資格証の発行はないということですのでよろしくお願いいたします。

○委員長（木内欽市） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（木内欽市） 特にないようですので、議案第3号の質疑に入ります。

担当課長は説明をしてください。

保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） 特にございません。

○委員長（木内欽市） 質疑はございますか。

松木委員。

○委員（松木源太郎） 議案第3号 平成17年度老人保健特別会計予算についてご質疑申し上げます。

本会議でも少し詳しく聞いていますから、少し会計そのものについてちょっと担当者の予算を組んだ時の状況をお聞かせいただきたいんですけども。

平成16年度の1市3町の決算を見ますと、被保険者が確かに全体で減っておりまして5.2%、この減り方がえらい違うんですよ。旭市が15年から16年と比較してみますと5,347人から5,068人で279人、マイナス5.2%、海上町が1,502人から1,442人で60人減ってマイナス3.9%、飯岡町が1,669人から1,627人で42人減でマイナス2.5%、干潟町が1,559人から1,468人で91人減ってマイナス5.8%、全部足すと8,408人から7,978人、5%強1年間で減っているわけですね。これが5年続いてくるわけですよ。

そういうことになりますと、こちらの方は確かに身軽になりますよね。それでもって、来年、19年度からは新しい制度を作らなければいけないとなっているのに、もう4年近くたってもまだできないということですね。そういうような中で、では1人当たりの医療費がどの程度差があったかと、これもえらい差があるんです。43万円から51万円まで差があるんですね。1市3町、例えば平成16年度の決算ですと、1人当たり旭市が44万332円、海上町が43万3,837円、飯岡町が45万2,231円、干潟町が51万1,840円。これがまとまって、この17年度の7月から3月ということで9か月ですけども、だいたいこれがどの程度に1人当たりの医療費がなっているか。ここら辺がやはり、国の制度でもってやられているものを自治体でもって議論をしてもしょうがないという議論もありますけれども、やはり老人保健拠出金、それからこの合併した市の高齢化率、こういうことから何とか国の制度に対して、こうすべきだという意見はやはり出さなければいけないのではないかと思います。常日ごろそういうことで市長はやってくれていると思うんですけども、ここら辺のところについて、どういうふうに今執行部で考えているか、お聞かせいただきたいと思います。

○委員長（木内欽市） 松木委員の質疑に対して答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） 老人医療費の方の関係の1人当たりのどのくらいかかっているかということ、ちょっと過去の実績から新市、先ほど松木委員はおのおのの市町の数字で示されましたけれども、これを合算した中での数字をちょっと読み上げますと、平成13年度

につきましては1人当たり44万2,000円、平成14年度が41万7,000円、平成15年度が43万1,000円、平成16年度が44万円、平成17年度途中でございますけれども、1人当たりにつきましては上がっておりますけれども、受給者につきましては、先ほど松木委員申し上げられましたように、どちらかというと下がっていると。

そういう中で、これからどういうふうに対応していくんだということでございますけれども、国の方でも何か平成20年度ごろには後期高齢者ですか、75歳以上の老人保健制度を廃止して新たな制度を作ると。その保険者は誰になるかということで今、国の方で検討中というような話も聞いておりますけれども、平成19年度まではこの国保の方に滞留しておりますので、この辺については今の制度の中でやっていけるのではないかというふうな形で考えております。

○委員長（木内欽市） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（木内欽市） 特にないようですので、議案第3号の質疑を終わります。

続いて、議案第4号について、高齢者福祉課長は説明をしてください。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（横山秀喜） 特に補足説明はございませんので、よろしく申し上げます。

○委員長（木内欽市） それでは、特に説明はないようでございます。

何か質疑はございますか。

松木委員。

○委員（松木源太郎） 平成17年度の介護保険事業特別会計予算についてご質疑申し上げます。

何点か大きい問題があるんですけども、まず細かいちょっと事項別のところでいきたいと思いますけれども、381ページです。繰入金です。

1市3町によって合併前の1市3町とだいぶ違うと思うんですけども、この繰入金が2,500万円程度です。これは再度決算でも所管、自分のところでは聞いているんですけども、合併して一緒になった時に、基金は全体で幾らありましたかということです。基金が幾らありましたかということをお聞かせいただきたいと思います。

次に、378ページ以降のところに行きます。ここは保険給付費の問題です。ここの保険給付費が居宅介護給付が居宅介護サービスと特別居宅介護サービスに分かれています。それから施設介護も、施設介護の方と特別施設介護に分かれています。これは理由があるわけです。それで、391ページに行きますと、特定入所者介護サービスというのがあります。これはご

存じのように10月からのホテルコスト、食費の負担増であります。それについては本会議でも聞きましたけれども、所得段階の3までの方について、ここに該当させていくということになっているわけです。

そこで、旭市の保険者の現状を見てみたいんですけども、ご存じのように、今回の給付の見直しによって、特定入所者介護サービス費に対する負担の限度額というのが決まりました。特養では1段階で食費は300円、2段階で390円、3段階が650円、あとは基準の方は1,380円。こういうことが決まって、1から3の方でそういうことを受けられる方については、介護保険負担限度額認定証というのが出ていると思うんです。これについては、どういふことがこの中に書かれているかといいますと、もうここに金額が出るわけですよ。居住費または滞在費の負担限度額、ユニット型個室で幾らとこの方の状況が出るわけです。こういう方が何人、どういうレベルでいるかということをお聞かせいただきたいと思います。

それから、デイ・サービスの関係で本会議でもご回答ありましたけれども、食費については施設によって500円から700円まで差があるということがご回答いただきましたけれども、これも週1回の人でもって500円だったらば2,000円、従前の1割負担に対して2,000円プラスされる、こういうことになるわけですけども、これについてはこういう該当、いわゆる今の特定の該当があるのかどうか、この特定サービスのところにはちょっと私の記憶では載っていないんですが、そういうのがあるのかどうかということをお聞かせいただきたいと思います。

最後に今回の法改正、旭市では平成19年度から行くと。次の改正の実施とは別にですね。今回10月からの法改正によって、どの程度実際に自治体の負担や国の負担が減るといふうに見られるのか。概略でいいですからそのことをお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（木内欽市） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（横山秀喜） まず1点目の基金の関係です。

7月1日現在ということで、4－6の決算が終わった段階での1市3町での合計の基金ですが、2億4,145万1,000円です。

それと2点目の施設の方の入所者が、いわゆる認定証の発行の関係ですね。どのような段階でどのような状況かということでございますが、一般質問の時に答えしてしまして、その時では1段階11名、第2段階166名、第3段階39名で合計で216名ということで答えしています。その後、10月5日現在ということでまた新しい認定証の発行の対象者が出ましたので、先ほどの議会の時の答弁では申請対象者ということでしたが、実際に申請が上がってき

た件数を申し上げますと、旧措置者で59名の対象、それと介護施設の入所者の方で206名、265名の方が申請しております。そのような状況です。

それと3点目の補足給付の関係です。これにつきましては、デイ・サービスの方はではどうなんだというご質問ですが、デイ・サービスの食費に関しましては、補足給付という制度がございませんので、そのまま負担になるということでございます。

以上でございます。

○委員長（木内欽市） 松木委員。

○委員（松木源太郎） 本会議でのご答弁では、施設に入っている方216名の方がほぼ該当すると。それが全体の43%ぐらいになるとおっしゃいましたよね。それですが、今回旧措置の方が59名まだ残っていらっしゃるその方と、この方はかなり優遇されるわけでしょう。そのほかのいわゆる施設介護入所の方が206名。ということはかなり申請が多い。これが全部認定の対象に、認定証をもらえるようになるんですか。そここのところをまず一つ。

それから、認定の判定というのは、結局所得の3までということになって、3までの方については今度負担の限度額がここの認定証に書かれるわけですよ。そういうようなことで、結果として今265人、それから施設に入っている方が500ちょっとでしたから、だいぶ高いということだと思うんです。ただ、4、5の方々には実際にはどういう負担になるかということ、担当課でお調べになったことはありますか。どのぐらい実際に上がるかということ、それをちょっと聞かせておいていただきたいと思います。

それから、デイ・サービスについては補足がないということなんですけれども、これについては全く一般会計上も考えないと、本会議のご答弁のままですね。そのことだけ確認しておきたいと思います。

○委員長（木内欽市） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（横山秀喜） まず1点目の265名がすべて対象になるのかということですが、現在審査中ですが、対象になる予定でございます。

それと、第3段階までは補足給付の対象になるが4段階以上は調べたのかというようなことですが、いろいろなシミュレーションの中で幾つかのパターンがありまして、例えば多床室、相部屋の部分です。これでちょっと例を申し上げますと、第4段階以上の方につきましては、現行制度では1割負担額を3万円とした場合、食費が2万6,000円かかっていまして5万6,000円、これが改正後ですと1割負担額につきましては2万9,000円、食費が4万2,000円、居住費が1万円ということで8万1,000円の負担になりまして、負担の増は2万

5,000円というふうに考えています。

それともう1点、第4段階、第5段階の補足給付は市単独でのサービスはないのかということですが、本会議でも市長の答弁したとおりだと思いますので、よろしくをお願いします。

○委員長（木内欽市） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（木内欽市） 特にないようですので、議案第4号の質疑を終わります。

続いて、議案第38号について担当課長は説明をしてください。

教育庶務課長。

○庶務課長（在田 豊） 本来工事の請負契約の締結ということで、財政の方の担当になるわけですが、先般補足説明をさせていただいたとおりでございます。特別ございません。

○委員長（木内欽市） 担当課長の説明を終わりました。

議案第38号について質疑がありましたらお願いいたします。

松木委員。

○委員（松木源太郎） 第1号議案に載っている予算の実際の契約なんですが、今回これは担当者が、財政課がいなくて委員会で質疑せいというのはどういうことかと思うんですけども、予定価格に対して98.85%、最低制限価格にぎりぎり、はっきり言ったらば13のJVのうち最低制限価格と予定価格の間に入ったのは1社しかなかったという、異常なこの入札だということなんですけれども、こういうようなことが行われているということで大変私は不信を持っております。

本来であれば、財政課からどのような説明……98.38%です。ちょっと数字が違いました。最低制限価格が14億8,400万円でありますからもうぎりぎりなところなんです。これは税抜きですね。ですから、最低制限価格との間で、はっきり言ったらば、予定価格以下で最低制限価格を上回ったのは落札のJV1社しかなかったということで、そういうような入札というのがあり得るのかなということだけは、ここで意見を述べておきたいと思います。

○委員長（木内欽市） ほかに質疑はございませんか。

（発言する人なし）

○委員長（木内欽市） 特にないようですので、議案第38号の質疑を終わります。

以上で、付託議案についての質疑は終わりました。

## 議案の採決

○委員長（木内欽市） これより、討論を省略して各議案の採決を行います。

議案第1号 平成17年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（木内欽市） 賛成多数。

よって、議案第1号は原案どおり可決いたしました。

議案第2号 平成17年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（木内欽市） 賛成多数。

よって、議案第2号は原案どおり可決いたしました。

議案第3号 平成17年度旭市老人保健特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（木内欽市） 賛成多数。

よって、議案第3号は原案どおり可決いたしました。

議案第4号 平成17年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（木内欽市） 全員賛成。

よって、議案第4号は原案どおり可決いたしました。

議案第38号 工事請負契約の締結について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（木内欽市） 全員賛成。

よって、議案第38号は原案どおり可決いたしました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(木内欽市) ご異議ないようですので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

---

#### 所管事項の報告

○委員長(木内欽市) 次に、所管事項の報告に入ります。  
資料を提出してある担当課長から随時報告してください。  
ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(木内欽市) 特にないようでございますので、所管事項の報告を終わります。

---

#### 請願の審査

○委員長(木内欽市) 続いて、請願の審査を行います。  
環境課以外は退席してください。大変ご苦勞さまでございました。  
しばらく休憩いたします。委員の皆さんはそのままお待ちください。  
それでは、10分間休憩をいたします。

休憩 午後 4時44分

再開 午後 4時52分

○副委員長(佐藤芳民) 休憩前に引き続き会議を開きます。

委員長の都合により会議の進行を務めさせていただきますので、よろしくお願ひします。  
なにぶんふなれなものですから、よろしくお願ひします。

ここでおはかりいたします。本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長したいと思ひますが、これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副委員長(佐藤芳民) よって、本日の会議時間は延長することに決しました。

去る9月27日、本会議におきまして本委員会に付託されました請願は、請願第1号 株式会社エコテック産業廃棄物最終処分場建設反対の議会決議を上げ、産廃処分場建設反対の姿勢を県民の前に明らかにすることを求める請願の1件であります。

それでは、紹介議員であります阿部議員より説明がありましたらお願いいたします。

阿部議員。

○紹介議員(阿部一成) 皆様のお手元に請願文書表という表があると思います。

取りあえずこの請願の趣旨並びに説明、これをまず初めに読み上げてご理解をいただきたいと思います。平成17年旭市議会第1回定例会における第1号の請願の紹介議員として、発言したいと思います。

この請願は、平成17年9月16日に提出しました。

件名としまして、先ほど委員長からのお話がありましたように、「(株)エコテック産業廃棄物最終処分場建設反対の議会決議を上げ、産廃処分場建設反対の姿勢を県民の前に明らかにすることを求める請願」であります。

請願者は、旭市清滝836番地、産業廃棄物最終処分場反対東総住民連絡会代表、高田豊でございます。

紹介議員、阿部一成、島田壽雄、小倉輝行、日下昭治、以上4名であります。なお、付託委員会として当文教福祉常任委員会でご審議をいただきたいと、このように思います。

請願の趣旨につきましては、この提示してあります文面を読み上げて、まず皆様のご理解を得たいと思います。

請願の趣旨。

(株)エコテック産廃処分場を巡る問題において最も重要な点は、本件処分場が豊富な地下水を蓄えている飯岡台地の一角に建設されようとしていることです。予定地周辺は、農業が盛んに営まれており、近接して古い歴史を持つ松ヶ谷集落には百数世帯の人々が暮らしています。

松ヶ谷集落は、生活を地下水に頼っていて、地下水は松ヶ谷集落の生命と言っても過言ではありません。管理型処分場には、ダイオキシンを多量に含んだ焼却灰や、重金属類を含んだ汚泥、アスベストを含んだ建設廃材などが廃棄物として埋められます。換言すれば、有毒物質が半永久的に埋蔵されるのです。

万が一、それら有害物質が場外に漏出されると地下水は汚染され、地下水に生活をたよる近隣住民の健康被害は想像を絶するものがあります。

他方、焼却灰が風とともに、近隣の農作物に降り注げば、周辺の農業は壊滅するばかりか、ダイオキシンやアスベストが人間の体内に吸収され、それによる健康被害は数十年先にまで及ぶでしょう。管理型処分場は大変危険な施設であります。しかし、東京都日の出町の例を挙げるまでもなく、各地で管理型処分場の生命線といわれる遮水シートの破断事故は後を絶ちません。管理型処分場は、完璧な構造ではないのです。

(株)エコテックがどんなに「安全性」を強調しても、人為ミス、地震や地盤沈下など自然界の出来事による事故が起こらないという保障はどこにもありません。元千葉県産廃課職員であり「産廃コネクション」の著者である石渡氏は、「管理型処分場は未来の環境にとって大変なお荷物になる危険をはらんでいる」と指摘しています。

次に、(株)エコテックなる会社が、こういう危険な施設を運営する資質も資金もないということであります。施設建設に百億円近い資金を必要とするにもかかわらず、資金内容を司法の場でも明らかにできずにいます。予定地には、何重にも民間金融機関の抵当権が設定され、千葉地裁の裁判長さえ「(株)エコテックの資金内容には疑問を持つ」と指摘したほどです。

(株)エコテックは住民の仮処分申請にあたって、工事を中断し、仮処分申請却下後においては、外部からの雨水の場内流入を避けるため、排水管を敷設したに過ぎなく、五月にエコテック社長が海上町役場を訪れ、「資金上の問題から工事が遅れる」とさえ告白しています。

現在、工事請負業者である日本国土開発の旗まで撤去され、雑草が予定地の中で伸び放題という有様で、無残な風景が広がっております。(株)エコテックは、多額の借金を抱えながらも、「産廃は金が儲かる」という産廃ドリームに取り憑かれた企業です。こんな企業による管理型処分場の建設を許してしまえば、旭市は「負の遺産」を未来永劫抱え込むこととなります。建設をストップさせ、旭市の農業や自然環境、そして地下水を守り、安心して子供たちを育てるまちを作っていくのか、今、大きな山場にさしかかっています。

7月1日、一市三町の合併で再スタートした旭市は、旧海上町議会の「エコテック産業廃棄物最終処分場建設反対」という一貫した姿勢を受け継ぐために、旭市議会として「(株)エコテック産業廃棄物最終処分場建設反対の議会決議を上げ、産廃処分場建設反対の姿勢を県民の前に明らかにする」ことを求め、ここにお願いいたします。

請願項目。

1、旭市議会が、旧海上町議会の（株）エコテック産廃処分場反対アピールを踏まえ、別紙のような「（株）エコテック産業廃棄物最終処分場反対の議会決議」をあげること。

2、「決議」を報道機関に知らせるなどして、旭市としてエコテック産廃処分場反対の立場を県民の前に明らかにすること。

請願の趣旨は以上であります。また、私、地元のことでありまして、なお2点について補足させていただきたいと思います。

この産廃処分場が千葉県知事によって許可される前、今から考えると6年ほど前になります。ご存じと思いますが、当初千葉県からこの処分場の建設計画が提示されました時に、海上町1万1,000人余りの町民が、反対署名合計2万2,322名分の反対の署名を持って、知事環境部に陳情を重ねております。

なお、既に皆さんご案内のことと思いますけれども、同年8月30日、この産業廃棄物最終処分場設置反対の是非を問う住民投票が、千葉県初の住民投票として行われました。当時の反対投票の投票率87.31%、設置反対の、産業廃棄物処分場反対の票が97.5%に達しております。この辺の事態につきましては近隣1市3町の皆さん方もご存じだと思います。海上町民の全員の願いでもあります。本旭市議会においても、旭市民の健康を守り、産業を守るために、ぜひこのような請願、よろしくご審議いただきまして、採択していただけますようお願いを申し上げます。

なお、この審査に当たって、産業廃棄物最終処分場反対東総住民連絡会の代表が同席しておりますので、なお、細部にわたる内容については、代表から説明をさせていただきたいと思います。

以上です。

○副委員長（佐藤芳民） ただいま、阿部議員より本請願者であります高田豊氏を参考人として出席させたいご発言がございました。

おはかりいたします。本請願の審査について、地方自治法第109条第5項の規定を準用いたしまして、調査は審査のため必要があると認めたときは、参考人の出頭を求めその意見を聞くことができることとなっておりますので、審査の参考とするために第三者の意見を聞いて、よりよい調査または審査を行いたいと思いますので、参考人として高田豊氏を本委員会に出席をいただき、意見を聞くことにしたいと思いますが異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副委員長（佐藤芳民） 異議ないようでございますので、参考人として高田豊氏に出席を求めらることに決しました。

初めに、参考人の方に一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、忙しい中にもかかわらず、本委員会のためにご出席いただき、誠にありがとうございました。本委員会を代表して厚く御礼申し上げます。ともに忌憚のないご意見をお述べくださるようお願い申し上げます。

それでは、議事の順序について申し上げます。

初めに、ご意見を簡潔に述べていただき、その後に委員からの質問にお答えいただくようお願いいたします。

それでは、高田氏にご発言をお願いします。

○参考人（高田 豊） 旭清滝836に居住しております、産業廃棄物最終処分場反対東総住民連絡会の代表をしております高田と申します。

本日は、本常任委員会に発言の機会を与えていただきまして、委員の皆様には感謝申し上げます。発言の前に、私たちの基本的な観点を簡潔に申しておきますと、一部に廃棄物の処分場に土地を売った人間が悪いのではないかと、そういう声がありました。私たちは、そういう観点には立ちません。土地を売った方は、それはそれなりに業者が言葉を弄して、そしてやむなく売ったということで、決して地権者に責を問うものではないということをお知らせ申しておきます。

阿部議員が申されましたので、重複しないように簡潔に申し上げます。

今、阿部議員からありましたように、1998年海上町では現エコテックの産廃処分場の是非を問う住民投票を実施いたしました。設置反対が97.6%という数字で、海上町の町民は産廃処分場には反対だと、そういう意思を全国に示しました。

その後、エコテック処分場の立地は海上町、銚子市、東庄町1市2町にまたがっておりますので、銚子市、東庄町でも海上町の住民投票を受けて、住民署名を集めると。銚子市、東庄町の全住民の7割が署名をする、それを県に提出するという経過を踏まえました。

それを受けまして、県は一たん不許可にしました。ところが、業者が旧厚生省に対して、行政不服審査請求を上げ、旧厚生省は千葉県の不許可措置は不相当であるということで白紙に戻しました。そして、その後千葉県は一転して許可の方向に態度を変え、最終的にエコテック株式会社に許可を与えました。

それで、私たちは現在三つの裁判を抱えております。

一つは仮処分申請といいまして、危ない施設だから工事をやめてほしいと。これは千葉地裁でも却下されまして、そして即時抗告を東京高裁に起こしましたがけれども、この東京高裁でも却下され、現在最高裁判所に特別抗告を行っております。

2点目は、千葉県に対して許可の取り消しを求める行政訴訟を起こしております。

第3点目には、これが一番大切な裁判なんですが、株式会社エコテックを被告にした住民270人前後ですね。原告270人前後で工事及び操業差し止めの本訴訟を起こしております。先日、10月5日には千葉地裁の裁判官3人が現地を訪れまして、私も案内したんですけれども、周辺の松ケ谷地区、それから銚子市の予定地近辺の豊里地区の住民合計100名を超える参加者とともに、現地を裁判官が調査しました。

エコテック構内の立ち入り検査、それから松ケ谷で井戸水を使っている4人の方の原告から意見を聞く。それから、滝不動の地下水が流れている滝を見学したり、それから松ケ谷の住民の方が、過去においてもみを冷やす貯水池として掘った堀を、そこに地下水がふんだんに流れているわけですがけれども、そこを見まして、いかに松ケ谷地区の地域の地下水が豊富であるかということを見てもらいました。

ご存じだと思うんですがけれども、不法投棄の問題と関連しまして、千葉県下の不法投棄が過去において、環境部の産廃課の調査ですがけれども、一番不法投棄が千葉県で埋設されているのは銚子市です。海上町は何と3番目です。そういう不法投棄がありながら、さらにエコテックの処分場ができるというのは、それこそごみの町海上、それこそは合併しましたからごみのまち旭というふうな不評が立つ恐れも出てくるわけです。

今、阿部議員からもありましたように、松ケ谷地区は百数世帯ありますけれども、ほとんどの地域が99%の方が地下水を使っております。井戸を掘って、それを生活用水、飲料水や、または野菜を洗う水に、または生活用水一般にしているわけです。ですから、松ケ谷の住民にとっては、地下水は生命とともに重要な糧であるということです。

エコテックはシートは破れないと、破れたとしても修復できるんだと言っています。ところが、その根拠は試験をしたというんですね。底面が4メートル、それから高さが1.3メートルの模擬の処分場を造って、そこにシートを敷いて、そしてかみそりで、カッターで切り込みをして、そしてちゃんと修復できたと。たかだか4メートルと1.3メートルの模擬の処分場での実験と、4.7ヘクタール、深さ30メートルの本格的な処分場のそういうことを考えれば、そんな模擬実験などというものは何ら科学的な根拠はないということは、長野大学の関口鉄夫先生から裁判所への証拠として提出されております。

このように、エコテックに積まれるものは燃え殻、または汚泥、ダイオキシンを含む燃え殻、それから工場排水から出る重金属類を含んだ汚泥、さらには現在問題になっておりますアスベストの問題ですね。これは皆さんご存じだと思うんですけども、今現在公共施設がアスベストの問題、いろいろ騒がれておりますけれども、実は一般家庭にもたくさんふんだんに使われているわけです。Pタイル、それから軒の天井、要するに燃え移らないようにするために。またはカラーアスベスト。新築の家等はほとんどアスベストが使われています。これがやがて解体されて、これは全部管理型の処分場に廃棄されるわけです。そうすると、地下水の汚染だけではなくて、そこから飛び散るダイオキシンやそれからアスベスト、そういうものが周辺の野菜、それから住んでいる人の暮らしに直接降りかかる。そういう不安はぬぐえません。そういう危険性があるわけです。

例えば、千葉県の銚子市の千葉クリーンという所に産業廃棄物の処分場があります。ご存じだと思います、小浜に。そこに捨てられている焼却灰に含まれるダイオキシンの致死量は、7億人分の人間を殺傷する分が埋蔵されていると言われております。これが無毒化するという事は永久的にないわけです。こういうものを旧海上町、旭市の松ヶ谷区に建設するという事は、到底私たち近隣住民には耐えがたいと思います。

それから、最後にこのエコテックなる会社が、本当にそういう危険な事業をやる資格があるかという、この敷地の土地には何重にも抵当権に入っております。それから大手の金融機関は相手にしておりません。全部町金です。そういうところがどうやって、こういう10年埋め立てて、それから半永久的にその後も管理しなければならないような管理型処分場を運営できるでしょうか。それで、旧海上町はここにもいます江波戸議員を先頭にして住民投票をやってきたわけです。この経過を新旭市においても尊重していただき、ぜひ新しい旭市として、最後のページに書いております案文ですけども、こういう決議を上げていただきたいと思います。

補足ですけども、ちょっと誤字がありますので、案文で1行目にエコテック産業廃棄物「産廃処分場建設反対」となっておりますけれども「を」に直してください。それから、終わりから2行目ですけども、「よって、本議会は改めて」というのは、「改めて」という言葉はまだ旭市は上げていないわけですから、改めてというのは不適當なので、「旧海上町議会の産廃反対決議を踏まえ」と。手元がないんですけども、そういうふうに改めていただきたいと思っております。くれぐれも旧海上町の全町民の意思を旭市議会にも反映していただき、改めて反対請願を決議していただくよう要請いたしまして、私の発言の終わり

にします。

本当にきょうはありがとうございました。

○副委員長（佐藤芳民） ありがとうございました。

それでは質問に入りますが、参考人に念のため申し上げておきますが、参考人が委員に対して質問することはできないことになっておりますので、ご了承願います。

それでは、質問がありましたらお願いいたします。

向後委員。

○委員（向後悦世） 自分もあまり地理に詳しくないんですが、松ヶ谷というのは飯岡台地になるのでしょうか。延長線と入っていませんけれども、正式な名称をちゃんと表現していただいた方がいいかと思います。

○副委員長（佐藤芳民） 阿部議員。

○紹介議員（阿部一成） 飯岡町、海上町、それからお隣の干潟町、それから多古町などに至る東総台地というのがございます。その地下に飯岡層という層があって、そこの中は岩盤と言われるような層で、学術的には細かく分ければ成田層とかいろいろなあれがあります。ただ、下総台地と呼ぶ方もありますし飯岡台地と呼ぶ方もあります。そのように、同じような土質でつながっている土地に対して、そういう表現が使われております。

私たちは、現在海上町、飯岡町の中で海上台地という、そういう表現はあまりないんです。そういう意味で飯岡台地という名称を使わせてもらっています。

○副委員長（佐藤芳民） 向後委員。

○委員（向後悦世） 自分もふなれでよく分からないですけれども、台地は昔から上永井村だったので、どうもそこら辺歴史を調べないと自分もよく分からないもので、よく調べていただいて何か表現していただきたいと思います。

○副委員長（佐藤芳民） ほかに質問はありませんか。

蔵佐原委員。

○委員（昂佐原滋之） 私も、隣の干潟町に在住していましたが、この住民投票、極めて反対の票数が多かったということは聞き及んでおりますし、ただ、県の許可がいろいろな経過で、国の圧力に負けたみたいなそんな感じで許可が出たということも承知していたつもりでございますが、しかし、これだけの反対があってもなおかつ押し切られたというか、その辺のこの経緯について、いま少し知りたいなど。

ということは、97%といえば全町民ですわな。97%を超えたものが逆転してオーケーが出

るといふこと自体が、何か異常だといふふうに感じます。その時の担当をなさっていた執行部の方々の動きだとか、あるいは反対なさっていた議会の動きの経過についても、きょう即刻といふわけにもいかないかもしれませんが、知りたいなといふふうに興味は覚えません。

それと、今向後委員が言われましたように、実は私も最終的にその場所がどういう状況になっているのかといふのは承知していません。ですから、できることならこの本日の審査、その中で現地も見る、今申し上げた疑問にもご説明をいただける、そういう機会が得られればありがたいなど。その上で、当然のことながらこれは住民の意思を尊重して、採択して議決を表に出すという結果にはなろうと思えますけれども、まずは委員各位が、その経過を知って現状を視察する、そういう行為が必要ではないかといふふうに思います。

○副委員長（佐藤芳民） 林委員。

○委員（林 一雄） 私、今高田さんの説明を受けまして、概略分かりましたけれども、冒頭高田さんが、地権者には責任がないようなニュアンスの言葉を今お聞きしたと思うんですけども、私はこの3.9ヘクタールというこの面積に地権者がどのくらいいて、どんな状態で、できれば元の地権者はどういった名前の方が入っているのか、私はそういったことを知りたいなど。

実は何でそういったことを聞きますかといひますと、私も農家をやって土地を持っております。それで、その土地価格に、おいしいものには必ず裏があるんだ、私はそう思うんです。それで、その土地を離す時に、私は思うんですけれども、自分たちがそこに住んでいるその代はいいんですけれども、子どもや孫がそこにずっと住むわけでございますけれども、そういった観念から、その発端は土地を手離したのが私は発端だと思うんですけれども、そういった元の地権者の方のもし図面とかそれがあれば知りたいなど、こう思っております。

○副委員長（佐藤芳民） 高田氏、どうぞ。

○参考人（高田 豊） 私たちの運動というのは、私の観点では、とにかくみんなで反対していかなくてはならないと。過去の問題を、ああではないこうではないと言っているのでは、部落の中に、集落の中に亀裂を生むだけであって、不団結を生むという観点から申し上げました。そしてまた、この土地の買収が行われたのは1988年以前なんです。この一番最初にも書いていますように、信用都市開発が事前協議書を県に提出したのが1988年4月17日です。今から17年前の話ですね。もちろんこの事前協議書を提出する前から土地は買収しているわけですから、その時に産廃処分場がどんなに危険なのかといふことは、そのころはあまり分

からなかったと。

当時、バブルに浮かれまして、あのころあそこにはゴルフ場ができるんだとかさまざまなことがありました。また、あの場所は谷津田ですよ。要するに昔のように谷津田にはおいしい米がとれるんだけれども、日本の農業が昔ほどに盛んでなくなるということで、結局手がかかる谷津田を耕作する人がいなくなるということで、結局、業者はそういうところの弱みに目を付けたということがあります。業者がその土地を売る時に、きちっと産廃処分場を造るんだと、こういうものができるんだと、工場排水の汚泥を捨てるんだと、こういうことまで言ったかということは、恐らく私は言っていないと思うんです。ですから、決して私は土地を売った人を弁護するという立場にもまた立ちませんけれども、かといって責めるというわけでもない。

それから、もう一つはこの土地をめぐる問題で下に水田があります。この水田は農地ですから売買できません。ですから、1年交代で農地転用を申請している状態です。毎年毎年農地転用を申請すると。地元の旧海上町の農業委員会は、全員一致で転用に反対してきましたけれども、県の農地課の判断でそれを常にひっくり返しているという状況です。

それから、もう1点はその敷地の中に空港代替地がありました。これは県有地です。県有地を産廃処分場に、産廃業者に売り渡すということは、いまだかつてなかったことです。このことについて私たちは監査請求を県にかけました。監査請求の結論は、結局意見がまとまらないと。私たちの意見に、要するに県有地を地域の環境破壊するような産廃処分場業者に売るということは反対だという委員もいました。ですから、監査委員会の中で結局意見が分かれて結論が出ないまま、監査委員会は結論は意見なしと、意見が出なかったというのが結論になった次第であります。

以上です。

○副委員長（佐藤芳民） 明智委員。

○委員（明智忠直） きょうの請願の趣旨、私も農業をやっておりまして、水田を作って、本当に十分わかり過ぎるほどわかるわけでありまして、この趣旨には本当に地元の住民の気持ちも重なりまして、本当に趣旨に賛成でありますけれども、今係争中、三つの裁判をやっているという中で、今、エコテックの会社が、この趣旨にも書いてありますけれども、実際は工事は進めていないわけですよ。荒れ地になっているというふうなことで、今後厚生省、県知事のその許可と今の係争中の裁判がどのような方向になっていくのか分かりませんが、今ここで、この趣旨に賛成、反対ということは、現地をやはり見て、ある程度の

認識のもとに、趣旨は、もう本当に内容は全く反対、請願に対して賛成を通そうという気持ちには変わらないですけれども、今がどういう状況なのか、その点、係争している中で、財源もない会社がこのまま続けていけるのかどうか、そのような部分も。

あの辺を許可してそのまま係争もなかったら、産廃業者は自由に今度持ってくるのかもしれませんが、そのような現状把握といいたいでしょうか、そういう部分も必要ではないかなど、そんなように思いますので、きょうは請願に対しまして、趣旨といろいろな個人個人の意見を持ちながら、継続審査にしてその現場を見ながら今後対応していってもらえればと、そんなように思いますけれども、時間もある程度だいぶ遅くまでかかっていますので、そういうような方向で、委員長、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

では、参考人に対して、今の現状の状況をここに書いてありますけれども、工事はやっているのかやっていないのか、それから係争がどの程度の状況なのかという部分、もう少し詳しくちょっとお願ひしたいと思います。簡単で結構ですので、ひとつお願ひします。

○参考人（高田 豊） 仮処分申請した段階で工事は1回止まりました。防災工事だけ、要するに谷津田ですから森林を伐採しましたもので、その時点で仮処分申請いたしました。もう森林がなくなっていますので、雨が降ると土が流れ出します。それで、防災工事だけはやるという条件で工事はストップさせました。

現在、法的には業者は工事は自由にやっています。ただ、現在は周囲に外から雨が降らないようにコンクリート壁と、それから周囲の雨を、忍川という川がありますけれども、忍川の水源にあたるわけですが、その忍川に流すようなU字溝を配管しているだけで、本体工事、いわゆる穴を掘るとかそういうことにはなっておりません。

それから、ここには草ぼうぼうと書いてありますけれども、さすがにこの間5日の裁判官の調査がありましたもので、裁判所の裁判官3人に草ぼうぼうの状態を見せるというわけにエコテックもさすがにいかなかったもので、草だけはきちっと刈っております。

以上です。

○副委員長（佐藤芳民） 松木委員。

○委員（松木源太郎） いろいろ意見が出ましたけれども、現状についてちょっと請願申請者にお聞きしたいんですけれども、明智委員と同じなんですけれども、今三つの裁判がやられているということで、その裁判、今のお話ですと裁判が続いているけれども、今のエコテックはお金さえあれば工事を進めて完成させても、法的には問題ないというところになってしまっているんでしょうか。

やはりそうすると、もしそういうことであると、この合併した新旭市がこういう議決を上げて、意思表示をかなりしなければいけないという問題がありますけれども、それと同時に、私が一番今までの管理型産廃処分場でもって気になっているのは行政の対応ですよね。町が対応していたので、町がどうだったかここに書いてありますけれども、県がどうだったか。これ私たち一番気になっているわけです。

それはなぜそんなことを言いますかという、今、合併直前に起こった干潟町の問題も同じようなことを含んでいるわけです。ちょっと別な次元ですけども、今のところストップしているけれども、法的には建物を建てることのできるという条件が整ってしまっているということですよ。建てても違法行為ではない。だから、今そういうような状態にあって大変危険な状態の一つだと思いますけれども、それらの点についてちょっと簡単でいいですかからお話していただきたいんですけども。前段の方ですね。後の干潟町の方は関係ありませんから。

○紹介議員（阿部一成） ただいまのご質問でございますが、確かに千葉県は一度この申請を却下しました。要するに造ってはいけないという結論を千葉県知事は出しました。1年後、先ほどの説明ありましたように、旧厚生省で千葉県が出した不許可処分は妥当でないという意見で却下したものですから、1年後に千葉県は許可を出しました。

なぜそうなったかというのを簡単に申し上げますと、あそこの敷地の中の汚水の排水は忍川へ流すと。これでは銚子市の方としても困るんだということで、利根川まで独自の配管をして流すならば、銚子市は何も言わないけれども、そういうことも配慮してもらいたいという条件を出しました。それで、エコテックは、では利根川には流さないと。全部出てきた排水は処理した上で、蒸発散装置を造って全部蒸発させると。

これは具体的に言いますと、科学的にはあまり根拠はないんですけども、これは出てきた汚水の処理をした後の水を蒸散させるために、重油を使って温度を上げながら蒸発させるということをしていました。これが半永久的に続くということはとても考えられませんけれども、そういうことで厚生省の方は、厚生省の基準は、排水の処理をきちんとすればいいのであって、その水は川へ流そうと蒸発散装置を造る必要も特に決めていないと。ですから、銚子市がそういっても別に産廃処分場の基準には合致しないと、こういうふうな答弁であったんです。それで、厚生省は千葉県の不許可処分を取り消したという経過がございます。そういうこともあります。

それと、最終的に千葉県も厚生省も、今の産廃処分場のいろいろな基準があります。維持

管理基準というのがございますけれども、それは過去の基準を、申請した時の基準を一応決めているということで、最近になっていろいろと環境に対する負荷、これをどう防ぐかということでいろいろな厳しい条件ができていますけれども、それには該当しないという形で進めてきております。ただ、私たちとしては、私たちの暮らしを守るために、どんな企業でも地域の住民の同意がなければ、どんな企業も成り立つものではないと。本当に地域の住民の健康と安全を重視するという立場で訴え続けております。ぜひ今回の請願のように、旭市の市民挙げてご賛同いただきたいと、このように思っています。

以上です。

○副委員長（佐藤芳民） 松木委員。

○委員（松木源太郎） 高田さんに聞きたいんですけども、先ほどの中で、今の現況をちょっとお話しになって、工事している間はU字溝で忍川に水を流してもいいということになっているんですか。そのところだけちょっと気になったので。

○参考人（高田 豊） いわゆる処分場ができて、ごみの上に雨が降って浸出水が出ますよね。それは忍川に流してはだめだと。その周りから出ている雨水ですね。産廃処分場の周辺から流れてくるごみに触れない水、それは忍川に流していいということになっております。

それから、ちょっと言い忘れましたけれども、周辺は農地です。昔だったら、このエコテックは過去の県の指導要領に沿って、法律不遡及の原則で、結局過去の指導要綱で進められています。現在の指導要綱ならば、地元市町村の同意が必要なんですよね。現在ならばこれは不可能だった工事なんです。ところが、結局過去の指導要綱が適用されたおかげで工事が進んでいるという、そういう法律不遡及の原則が悪用されているという面があることを付け加えておきます。

○副委員長（佐藤芳民） 参考人をお願いいたします。

答えは……

○委員（向後悦世） 阿部委員にちょっとお尋ねしたいんですが、阿部委員はさっきこの本件処分場が飯岡台地の一角に建設されようとしていますと表現しました。自分も歴史をよく知らないから、またこの地理を自分もよく分かりません。阿部委員にお尋ねしましたら、阿部委員もよく分かりませんということでした。もっと慎重に、重大な問題ですから、検討していただいて証言していただきたいと思います。

以上です。

○副委員長（佐藤芳民） 江波戸委員。

○委員（江波戸邦夫） 高田先生、ご苦労さまです。

先ほど先生の発言に対して、非常に反発するようで申し訳ないんですが、私は最初からこの問題にかかわってきておりますので、ぜひ皆様のご賛同を得て、これを何とかして採択をしてもらいたいと思うのは、先生方と私ども同じ気持ちだと思うんです。ただ、先ほど先生が、これはこういう反対運動の進め方だと思うんですけれども、土地を売った人も含めて、まさに私はそういう気持ちもございます。しかし、大勢の地権者の中で、先ほど先生が例を挙げましたけれども、全然知らないで売ってしまったという人もあるでしょう。しかし、知っていて売った方もいるんです。

たまたま私は彼らに責められましたけれども、こういう住民運動というのは政党だとか宗教だとかそんなもの関係なく、これ来られたら困るんだと、海上町が困るんだということでこの指止まれ方式で運動を進めていこうというのが、私どもの運動の今まで進めてきた過程だと思うんです。

たまたま、名前は言えませんが、四役の中で土地を売った方がいます。あれに対して私どもはとんでもないということで糾弾したことがあります。ですから、一般の善良な農家の方で、知らないでそういうふうになった方と、やはり立場立場で売った人もみんな含めて運動を広げていくんだということには、私はならないのではないかなと。

ですから、今回のこの問題についても、若干私どもの中でもいろいろ議論がありましたけれども、それは先生の考え方と同じ運動を進めてきた私の考え方の違いでしょうけれども、私は特にそういう問題については、厳しくやはりきちっとその辺の話を区分けをしていかないと、何でもかんでも一緒だというようなことには、今までの運動の中からそういう答えは私の頭の中で出てきません。

ですから、先生は先生で、いや、土地を売ったのも何でも全部一緒だという言い方をしましたけれども、私はそういう方の中にも、やはり立場上、さっき私が言いましたように、少なくとも町の四役をやっているながらそういうことをした、そういう方には先生の言うそういう論法は、私は当てはまらないのではないかなというふうに思っています。これは私の意見ですから、別にご回答は結構です。

○副委員長（佐藤芳民） 以上で参考人に対する質問は終了いたします。

本日は誠にありがとうございました。

ここで高田氏は退席をお願いいたします。

しばらく休憩いたします。委員の皆さんはそのままお待ちください。

休憩 午後 5時47分

再開 午後 5時48分

○副委員長（佐藤芳民） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、環境課長から参考意見がありましたらお願いいたします。

環境課長。

○環境課長（堀川茂博） 特にございませぬ。よろしくお願ひいたします。

○副委員長（佐藤芳民） ありがとうございます。

松木委員。

○委員（松木源太郎） 私は、環境課長に言っておきたいことがあるんです。

旧海上町のこれは管理型の処分場、いろいろと当時は県が土地を売ってしまったり、1回不許可したのに当時の厚生省が許可してしまったり、それで事態が進んでいる。この教訓は、今干潟町で起こっていることには大変大事な教訓だと思うんです。私はさっきそれを言いたかったんです。これを少し、もう海上町の職員だったから分かっていると思いますけれども、この機会に本当に私たちこの今干潟町で起こっていることをどうするかということが迫られているので、そのことの教訓にさせていただきたいと思ひまして、よろしくお願ひいたします。

○副委員長（佐藤芳民） それでは、請願第1号について審査をお願いしたいと思ひます。

蔵佐原委員。

○委員（昂佐原滋之） この請願については、まだ十分な知識も得ておりませぬ。先ほども申し上げましたが、おおむねこうだろうという予測はついてはいますけれども。そういうあやふやな状況の中で結論を出すのは時期尚早かなと、申し訳ないかなと思ひています。

ただ、方向付けとしてはこれだけの住民の反対がある中で、実際、これだけの住民の反対がある中で、何で許可をおろしたのかなという、その疑問は持ちます。しかも、先ほど申し上げましたように、執行部の方々がどんな対応をしたのか、それも知りたひです。

今、江波戸委員が言われたように、よもやその中に四役の方がいらっしやったなんていったら前代未聞ですから、そういうことも承知した上で、経過について十分承知した上で結論を出したいということで、私は本日は継続審査にして、それで、具体的には継続審査でこの会期中に現地視察したり何かというのものなかなか難しいのかなと。もう19日までしか会期残

っていませんから。そうですね。19日までだな。今議会ね。この審査は、今会期中にやれということだったでしょう。継続審査にするということは、要は委員長が報告をして、本会議の議決をいただかなければいけないわけですから、したがって、本日の会議はこのまま結論を出さなくてもいいと思う。したがって、継続審査にすることをご提案申し上げます。

○副委員長（佐藤芳民） ほかにありませんか。

（発言する人なし）

○副委員長（佐藤芳民） 特にないようですので、請願第1号の審査を終わります。

しばらく休憩いたします。

休憩 午後 5時52分

再開 午後 5時55分

○副委員長（佐藤芳民） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

請願の採決

○副委員長（佐藤芳民） 次に、討論を省略して採決を行います。

閉会中の継続審査とすることに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○副委員長（佐藤芳民） 全員賛成。

よって、本請願は閉会中の継続審査と決しました。

以上で本委員会に付託されました請願の審査を終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副委員長（佐藤芳民） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長に一任させていただきます。

環境課は退席してください。

明智委員、どうぞ。

○委員（明智忠直） 先ほど松木委員からの話がありまして、耳の痛い方もいるかも知りませんが、干潟町の一般ごみ、溶融炉の問題について、文教福祉常任委員会の陳情についての結論は冒頭の議会で出したわけでありまして、我々にしても、あれだけの大きな問題、これからどういう方向にいくのかということは、今までの審査の中で正直言って関心があるわけでありまして。

そういった中で、この文教福祉常任委員会で環境課長なり、それとも執行部なり、誰かに定例的な報告をしてもらうということも必要ではないのかなと、そんなように思いますし、また、あの問題がどういう方向にいくのかということも、これは非常に危険な部分もあるという問題もはらんでおりますので、ぜひこの文教福祉常任委員会で、定期的な報告の会を持っていただければと、そんなように思いますけれども、いかがでしょうか。

○副委員長（佐藤芳民） 今、明智委員よりすばらしい意見が出ました。皆さん賛同していただけるようですから、そのようにしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

では、さっきちょっと途中でやめましたけれども、以上をもちまして審査は全部終了いたしました。

これにて本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 5時58分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会文教福祉常任委員会委員長 木内 欽市

副委員長 佐藤 芳民